

株式会社ベネシード(以下「ベネシード社」といいます。)のビジネスモデル「アクティブディーラーシップ」のひとつである「マーケットビジネス」は、「特定商取引に関する法律」の規制ならびにその適用を受けるにあたり、ベネシード社は、同法律ならびに関連法令を遵守した健全なビジネスを行います。ディーラーの皆様にはベネシード社のディーラー業務である商品の宣伝および販売を行うとともにディーラーおよびユーザーの開拓、紹介を行うことを目的に、ベネシード社へ「ストアディーラー契約者」(以下「ディーラー」といいます。)およびディーラー業務を行わない、商品愛用のみを目的とした「ユーザー(愛用者)」のご紹介をいただいております。本書面「ストアディーラー契約のご案内」(マーケットビジネスの概要)(以下「ストアディーラー契約のご案内」といいます。)は、ベネシード社の会社概要、取扱商品の商品内容、契約申込の撤回(契約解除)の手続方法、またベネシード社の「マーケットビジネス」におけるビジネスプラン等を、ご契約されるディーラーの皆様にも正しくご理解いただくとともに、商品を安心して購入していただき、「マーケットビジネス」に参加していただくためのものです。契約のご申請の際には、この書面の交付を受けた上でよくお読みいただき、必ず紹介ディーラーより内容の説明を受けてください。

目次	
P2 (1)会社概要(事業統括者の名称、所在地、電話番号、代表者名)	P10(18)販売プラン(ディーラー報酬算定方法の基礎)
(2)取扱商品(取扱製品名・商品の種類・数量・ディーラー販売価格)	P11(19)「サブストア」(SA)について
P3 (3)ディーラー契約の条件(ディーラー契約資格)	(20)ディーラー報酬(一定の利益)
(4)ディーラー契約手続き	P12(21)ディーラー報酬の種類(一定の利益)
P4 (5)ディーラー基本契約の契約期間と契約条件	P13(22)ディーラー報酬受給口座(登録口座)へのディーラー報酬のお支払い
(6)重要事項	P14(23)ディーラー報酬の原資総額
(7)書面の交付義務	(24)ベネシード社に対する支払義務・ディーラー報酬調整金
(8)この契約に伴う一定の負担	(25)ユーザー(愛用者)のディーラー業務の禁止
P6 (9)商品購入と出荷費用、購入方法、支払方法	(26)ディーラー業務遵守事項
P7 (10)商品購入の休止	P15(27)ベネシード社によるディーラー資格の停止および契約の解除
(11)商品の再出荷	(28)社会貢献活動
P8 (12)商品の引渡し時期	(29)ディーラー資格の一身専属性・事業継承および相続
(13)商品の欠品による代替品の出荷	P16(30)ディーラー(ユーザー)規約等の改定と改定の通知
(14)ご注文商品と異なる商品が到着した場合	(31)ディーラーの資格審査・違反に対する処分
(15)契約申込の撤回	(32)ディーラー個人情報の取り扱いと利用目的
P9 (16)商品の返品および返金(契約申込の撤回期間経過後)	P17(33)雑則
(17)ディーラー契約の解除	P18 マーケットビジネス製品一覧表

本書面「ストアディーラー契約のご案内」における「定義」は次の通りです。

定義

- 「ベネシード社」とは、株式会社ベネシードをいいます。
- 「ユーザー」とは、ディーラー業務を行わない、専ら愛用を目的としてベネシード社から商品を購入する愛用者をいいます。
- 「ディーラー」とは、「ストアディーラー」の略称であり、ディーラー報酬と販売(卸売および小売)収益の受給を目的としてベネシード社の取扱商品を購入(仕入れを含む。)し、ディーラー業務全般を行う法人または個人事業主を総称しています。
- 「法人」とは、会社法上の株式会社(有限会社も含む。)、合名会社および合資会社で営利を目的とし、契約時に登記事項証明書の原本あるいは団体規約等、ベネシード社が指定した書類を提出し、ディーラー契約を行う者をいいます。
- 「個人事業主」とは、店舗を有する、あるいは店舗を有することを前提に契約時もしくは契約締結月の翌月末までに個人事業の開業・廃業等届出書(控)の写しをベネシード社に提出し、ディーラー契約を行う者をいいます。
- 「アクティブディーラーシップ」とは、本書面に定めるベネシード社独自のビジネスモデルでありそのルールに則り、ディーラーがベネシード社の理念に沿ったディーラー業務を行い、その対価として収益を得ながらマーケットを拡大し社会や地域に貢献していくことを指します。
- 「商品」とは、ベネシード社の取扱商品のうちマーケットビジネス(定義33)参照)においては本書面(2)に定めた1～12のディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)である「マーケットビジネス商品」をいいます。
- 「初回商品」とは、ディーラー契約後、本書面に定めるところに従ってベネシード社から購入者に最初に出荷されるマーケットビジネス商品をいいます。

- 「定期商品」とは、購入者が購入する初回商品を含み、追加商品を除くディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)のマーケットビジネス商品をいいます。
- 「登録住所」とは、ディーラーの登記上の会社および事務所または店舗所在地をいいます。具体的には、法人は登記事項証明書に記載の事務所所在地、個人事業主は税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書(控)の写しに記載された事務所所在地および店舗所在地をいいます。登記事項証明書もしくは税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書(控)の写し等の公的書類の記載と異なる場合には、ベネシード社の承認を必要とします。
- 「商品お届け先」とは、商品の購入者が、「基本アカウント」(以下、「メインストア」といいます。定義24)参照。)およびすべての「SA」(以下、「サブストア」といいます。定義25)参照。)で商品や送付物を配送希望する商品のお届け先をいいます。購入者は、契約時に「メインストア」およびすべての「サブストア」に共通して「登録住所」とは別に「商品お届け先」を1箇所指定することが可能です。2回目以降の購入時はさらに「商品お届け先」をもう1箇所追加指定できます。
- 「契約日」とは、ベネシード社所定の審査によりディーラーとして承認された日をいいます。
- 「商品お届け日」とは、ディーラー契約にあたってディーラーによって任意に選択された毎月ごとにマーケットビジネス商品の購入を行う日をいいます。原則として翌月以降の毎月到来するディーラーの商品購入日とします。ディーラーによる指定がない場合は契約日の日付とします。
- 「定期購入」とは、当月と翌月以降のマーケットビジネス商品の購入予約を行うために商品購入のための支払方法を、口座振替もしくは代引またはクレジットカード決済のいずれかを選択することをいいます。なお「定期購入」が「メインストア」、「サブストア」のいずれでもディーラー報酬受給のための必須条件の1つとなります。
- 「追加購入」とは、購入者が任意の判断によって追加してマーケットビジネス商品を購入することをいいます。追加購入が可能な条件は、本書面(9)-3)-5をご参照ください。

- 「追加商品」とは、購入者が追加購入するマーケットビジネス商品をいいます。
- 「ディーラーコード」(ユーザーの場合はユーザーコード)とは、ディーラー契約時もしくはユーザー登録時にベネシード社から発行されるディーラーカードもしくはユーザーカードに個別に記載されたディーラーおよびユーザーを識別する基本番号をいいます。
- 「紹介ディーラー」とは、ディーラー契約を希望する法人または個人事業主とディーラー契約を締結するにあたり、本書面に定めるところに従ってベネシード社に申請者の紹介を行うディーラーをいいます。
- 「直接紹介ディーラー」とは、「紹介ディーラー」が「ディーラー」を紹介し契約を締結したとき、「紹介ディーラー」が「被紹介ディーラー」を指して呼ぶ場合の呼び方をいいます。また「直接紹介ユーザー」とは、「紹介ディーラー」が「ユーザー」を紹介し登録したとき、「紹介ディーラー」が「被紹介ユーザー」を指して呼ぶ場合の呼び方をいいます。
- 「ディーラー業務」とは、ディーラーが商品の宣伝および販売を行うことと共に、ディーラーおよびユーザーの開拓、紹介を行うこと、ディーラー自身のマーケット内のディーラーの教育、指導、育成を行うこと、社会貢献活動を行うこと等をいいます。
- 「マーケット」とは、ベネシード社がディーラーへ支給するディーラー報酬の算定の基礎とすることを目的に、ストアアカウントビジネスシステム(以下「SA方式」といいます。)に従って形成されたストア(定義23)参照)の集合をいい、それらの作成されたディーラーの組織図を「マーケットチャート」といいます。
- 「SA方式」とは、本書面に定めるところに従い、ベネシード社独自の販売プランを用いてそのルールに則り、「メインストア」および「サブストア」がマーケットチャート上に配置されることをいいます。
- 「ストア」とは、契約締結後、ベネシード社がディーラーへ支給するディーラー報酬の算定の基礎とすることを目的に、「SA方式」に従った指定制により「ディーラー」および「ユーザー」が配置される位置をいいます。初回商品発注書においては「アカウント」と呼びます。「ストア」の種類には「メインストア」と「サブストア」があります。
- 「メインストア」(SA000)とは、ディーラー契約締結後(ユーザー登録後)にベネシード社がディーラーへ支給するディーラー報酬の算定の基礎とすることを目的に、「SA方式」に従ってディーラーおよびユーザーに配置される位置をいいます。「メインストア」の更新とディーラー報酬受給の条件は次の通りです。
 - ①ディーラーは、「メインストア」においてディーラー契約時に締結した契約期間(契約期間とは契約締結月を含めて12ヶ月後の月末までをいいます。)内に、初回購入を除いて1(個/箱/セット)以上のディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)である「マーケットビジネス商品」の購入(追加商品を除く。)を行わない場合は、契約の自動更新はされず、契約期間の満了をもってディーラー資格を喪失します。なお、次年度以降は、契約期間内に1(個/箱/セット)以上のディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)である「マーケットビジネス商品」の購入(追加商品を除く。)を行うことで契約は自動更新され、その後も同様とします。
 - ②ディーラーの「メインストア」での「定期購入」による購入が、すべてのディーラー報酬受給の必須条件の1つとなります。
 - ※初回商品発注書においては「基本アカウント」と呼びます。
- 「サブストア」(SA001～SA999)とは、「メインストア」以外に「メインストア」と同様に、ディーラーの任意の選択によりディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)である「マーケットビジネス商品」の購入を条件としてベネシード社が支給するディーラー報酬の算定の基礎とすることを目的に、「SA方式」に従って「ディーラー」および「ユーザー」に「メインストア」から追加配置される最小単位(1ストア)の位置をいいます。
 - ①ディーラーは「サブストア」において最終購入月を含めて6ヶ月連続してベネシード社からディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)である「マーケットビジネス商品」の購入(追加商品を除く。)を行わない場合は、自動的に解約となります。
 - ②ディーラーの「サブストア」および「メインストア」の両方での「定期購入」による購入が、「サブストア」でのディーラー報酬受給の必須条件の1つとなります。
 - ※「SA」とは、ストアアカウントの略で「サブストア」の事を指します。
- 「ディーラー報酬」とは、本書面に定めるところに従い、ディーラーがディーラーおよびユーザーへの営業活動としてディーラー業務を行い、ディーラー自身のマーケット内におけるディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)である「マーケットビジネス商品」の売上実績のみならず、自身のマーケット内のディーラーへの指導・育成・教育支援に対する対価としてベネシード社から支払われる一定の利益をいいます。
- 「ディーラー報酬調整金」とは、本書面に定めるところに従い、ベネシード社からディーラーに支払ったディーラー報酬のうち、過払いとなる部分のベネシード社への返還義務(返還方法)またはディーラーが負担すべき費用のディーラー報酬からの控除もしくは金銭によるベネシード社への返還義務(返還方法)をいいます。

- 「特別調整」とは、ディーラーへのディーラー報酬支払額がベネシード社の健全な経営に支障をおよぼす場合、ベネシード社はディーラーへのディーラー報酬支払額の調整を行うことがあり、この調整をいいます。
- 「販促品」とは、ディーラーがディーラー業務を行うために使用するもののうち、ベネシード社がディーラーに任意で販売するものをいいます。
- 「ディーラー管理費」とは、ベネシード社がディーラー業務の管理等の経費の一部を「メインストア」での商品購入時にディーラーに負担いただく「一定の負担」をいいます。
- 「年次更新料」とは、本書面に定めるところに従い、ディーラー契約において年次更新時にディーラーがベネシード社へ支払う一定の負担をいいます。年次更新料については本書面(5)をご参照ください。
- 「ディーラーランク」とは、ベネシード社が、各ディーラーに対してディーラーのマーケット全体で購入されたディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)の購入量、紹介実績、売上実績、およびディーラーとしての資質、品格、社会貢献活動に対する取り組み姿勢等のディーラー活動を鑑み、認定付与するディーラーの等級をいいます。「ディーラーランク」は一定期間ごとに変更されます。
- 「マーケットビジネス」とは、マーケットビジネス商品を取り扱い、愛用者や新たなディーラーを開拓、紹介し、特定多数のマーケットを拡大していくビジネスをいいます。ディーラーは、自身が開拓したマーケット内の「マーケットビジネス商品」の売上実績に応じたディーラー報酬を受け取ることができます。
- 「Power Course」とは定期購入の商品を12ヶ月分一括でお支払いいただく購入方法で、支払方法は、クレジットカード支払い、銀行振込、サロンにて現金払いとなります。(ユーザーに適用する場合は「VIP Course」といいます。)

(1) 会社概要(事業統括者の名称、所在地、電話番号、代表者名)

社 名：株式会社ベネシード
所 在 地：〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-45 マルイト西梅田ビル4F
T E L：0800-1234-005(総合案内)
F A X：06-6442-8238
U R L：www.beneseed.co.jp
代表取締役社長：横田 正幸
設 立：2013年10月11日
資 本 金：3億円
事 業 内 容：医薬品の販売、医薬部外品、化粧品、健康補助食品、清涼飲料水、食品および日常生活用品の企画、開発、製造および販売

(2) 取扱商品(取扱製品名・商品の種類・数量・ディーラー販売価格)

ベネシード社のマーケットビジネスにおける取扱商品の詳細は巻末のマーケットビジネス製品一覧表(18ページ)をご覧ください。なお、仕様やデザイン等は予告なく変更することがあります。すべての製品(以下「商品」といいます。)の購入先はベネシード社となります。商品の仕様やデザイン、およびディーラー販売価格は、新商品開発および改良等により変更される場合があります。商品パンフレットやその他印刷物にご注意ください。※ポイントの詳細については次の表をご参照ください。

製品名 (以下本書面中「商品」といいます。)	ディーラー販売価格 (税込・送料込)	ポイント
1.「アクティブシード・ワン」	13,000円	10,000P
2.「ビューティーシードワン」	13,000円	10,000P
3.「ヘバールゴールド」	13,000円	10,000P
4.「カボブラ・スムージー「サンドリヨン」	13,000円	10,000P
5.「フコダ・GG」	13,000円	10,000P
6.「グレーヌ・ポー フェイスル ウォッシュ/フェイスル ローション セット」 ※ローションのみ専用容器は別売りとなります。	13,000円	10,000P
7.「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ 2個セット」	13,000円	10,000P
8.「グレーヌ・ポー フェイシャル ローション 2個セット」 ※専用容器は別売りとなります。	13,000円	10,000P
9.「グレーヌ・ポー モイスチュア ゲル」 ※専用容器は別売りとなります。	13,000円	10,000P
10.「グレーヌ・ポー リンクル セラム」	13,000円	10,000P
11.「ハイドロ エース アルファ」	13,000円	10,000P
12.「ブレインシード・ワン」	13,000円	10,000P
13.各種販促品(ポイント対象外)	ホームページ参照	—

※「P」は「ポイント」

(3) ディーラー契約の条件(ディーラー契約資格)

ディーラー契約は、ベネシード社のディーラー契約を希望する法人または個人事業主とベネシード社との間で両者の合意に基づく契約のもとに行われるものです。

- 1) 新規ディーラーは、各種商品の購入に伴う契約(ディーラー資格の取得)申請となります。
- 2) ディーラー資格は、法人または店舗を有する、あるいは店舗を有することが前提の個人事業主とします。民法上の組合は、原則としてディーラーとなることができません。なお、法人格を持たない一定規模の個人事業主や団体で、ベネシード社が認定した場合は、本書面上、個人事業主としてディーラー資格を有するものとし、ディーラーとして契約を行います。
- 3) 法人および個人事業主の構成員(代表者、役員、実質的に経営を支配する者)は、原則として日本国籍を保有することを必要とします。日本国籍を保有しない場合には、外国人登録証明書または在留カード、特別永住者証明書等に特別永住者、永住者、日本人の配偶者等の在留資格の記載があり、日本国内に滞在して一定の住所を有することを必要とします。また、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等の制限行為能力者、精神保健福祉法に基づく入院の措置を受けたことがある方、その他ディーラー業務を行えない等ディーラーとしての十分な活動が困難であるか、概要を説明した書面、契約内容を説明した書面、各種交付書面の内容を十分に理解する能力を有していない、またはディーラー規約を遵守することができないとベネシード社で判断した場合は、ディーラーとなることができません。
- 4) 法人および個人事業主の構成員が暴力団関係者等反社会的勢力、無資力者、その他、ベネシード社が適格性の観点から適当でないと判断した場合は、ディーラーとなることができません。このため、ベネシード社は、本項に定めるほか、ベネシード社がディーラーとして認めない可能性のある一般的基準をディーラーに対して提示することがあります。未成年でない学生(大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・予備校等文部科学省認定校に在籍する方)である場合も原則としてディーラーとなることはできません。
- 5) 法人がディーラーとなるためには、会社法上の会社であることが必要です。宗教法人、社団法人、財団法人、その他の公益法人は原則としてディーラーとなることはできません。但し、当該法人および外国法上の会社で、その資格が実質的に会社法上の会社と同一であるとベネシード社が認めた場合には契約が認められます。
- 6) ディーラーとなるためには、本書面に定めるところに従ってベネシード社とディーラー契約を行うことが必要です。また契約後も常に「ディーラー資格」を維持することが必要です。
- 7) ベネシード社へのディーラー契約時に、ディーラーの代表者、役員、従業員および従事予定者等に特定商取引に関する法律、消費者基本法、消費者契約法、割賦販売法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法、その他消費者の保護に関する法律および医薬品医療機器等法の違反歴がある方は、ディーラー資格を有しません。
- 8) ベネシード社は、法令遵守の観点からディーラー契約を希望する法人および個人事業主に対して、契約申請時に一定の審査を行います。審査の結果、ベネシード社の排他的な裁量によりディーラー契約を認めない場合があり、すべての契約申請者はその審査結果に対し、一切異議を申し立てないものとします。なお、ベネシード社は当該審査結果の理由等の内容を非開示とします。
- 9) ディーラー契約を希望する法人および個人事業主は、書面をもって、当該本人が、前条の定めるディーラー資格を有すること、申し込み時も申し込み後においても無申告や申告記載事項に虚偽がないこと、申し込み時に強制や強要の契機がなかったことを表明し、その真実性を保証します。

(4) ディーラー契約手続き

- 1) ディーラー業務および商品の購入を目的として契約を行う場合には、紹介ディーラーの紹介を必要とします。
- 2) ディーラー契約を希望される法人もしくは個人事業主は、紹介ディーラーより必ず最新の「ストアディーラー契約のご案内」の交付を受け、ベネシード社所定の最新の「ディーラー基本契約書」、最新の「初回商品発注書」を十分にお読みいただき必要事項をご記入のうえで、必要に応じてベネシード社所定の添付書類を同封してベネシード社まで送付(郵送)もしくは店頭(大阪本社サロン、東京本社サロン)へ持参することによりお申し込みいただけます。
- 3) ディーラー契約を希望される法人もしくは個人事業主は、契約の締結後、ベネシード社から送付される「ディーラー基本契約書」の複写、「ご契約内容確認書」およびお手元の「初回商品発注書」のディーラー控を大切に保管してください。なお、契約時にご提出いただいたすべての書類一式は解約等の理由の如何にかかわらずご返却はできません。
- 4) 個人事業主である申請者が、ディーラーとなることを希望される場合には、

- 「ディーラー基本契約書」に必要事項を記入し、開業を届け出した税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書(控)の写しを添付書類として送付時もしくは契約締結月の翌月末までに提出していただけます。提出なき場合は、ディーラー契約は無効となり、契約時に遡及してユーザー登録となります。その場合でもディーラー契約手数料およびディーラー管理費は返金いたしません。なお、個人事業主が屋号を有する場合、「ディーラー基本契約書」「初回商品発注書」および「ストアアカウント(SA)初回商品発注書」に屋号名をご記入ください。
- 5) 法人は、添付書類として、ベネシード社指定の登記事項証明書書の本(発行後3ヶ月以内のものに限りませう。)あるいは団体規約等、ベネシード社が指定した書類を添付書類として提出していただけます。
 - 6) 「初回商品発注書」には、ベネシード社からディーラーに支払うディーラー報酬等の送金先として預金口座(以下「登録口座」といいます。)を記入していただけます。この「登録口座」は、法人の場合は、法人名義の口座、個人事業主の場合は屋号名義の口座または個人事業主の本人名義の口座を使用していただくことが必要であり、仮名口座、借用口座の使用はできません。また、「登録口座」に指定できる金融機関は、全国の「銀行」「信用金庫」「ゆうちょ銀行」「農業協同組合」「信用組合」「インターネット銀行」「労働金庫」等をご利用いただけます(但し、ごく一部のご利用いただけない金融機関があります。ゆうちょ銀行でのお取り扱いは、総合口座のみとなります。)
 - 7) 「ディーラー基本契約書」にはディーラーの登記上の会社および事務所または店舗所在地(以下「登録住所」といいます。))を、「初回商品発注書」には、ディーラーの「登録住所」ならびに商品や送付物を配送すべき住所(以下「商品お届け先」といいます。)を記入していただけます。「登録住所」が登記事項証明書もしくは税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書(控)の写し等の公的書類の記載と異なる場合には、ベネシード社の承認を必要とします。「商品お届け先」には滞在ホテルや出張先オフィスの移動先、公共施設等、ディーラーの所在を特定できない場所を「商品お届け先」に指定することはできません。ベネシード社からディーラーへの通知はすべて「メインストア」の「商品お届け先」への発送をもって足り、現実には当該ディーラーに到達したことを必要としません。
 - 8) 本書面における「初回商品発注書」の提出に際し、「初回商品発注書」の記入欄に該当しない内容の記入や、その他書面(契約日の指定・隔月購入・ストアの完全指定等の事項)を添付されても、ご希望通りの契約日・ストアの完全指定等はできません。
 - 9) ベネシード社は、所定の契約の締結後、ディーラー自身に「ご契約内容確認書」(ディーラーカード付)を送付いたします。契約日は「ご契約内容確認書」で確認してください。なお、契約日はベネシード社所定の審査により承認された日とします。
 - 10) 商品の愛用のみを目的としてユーザー登録された方が、ディーラーとしてディーラー業務への契約変更を希望される場合には、一定期間中、ユーザーが返品することなく商品購入の履歴があれば、いつでもベネシード社へ申請することで、ディーラー契約の条件を満たし、ベネシード社の審査・承認を経ることによりユーザーのストアをそのままにディーラーとして再契約することができます。但し、この場合必ず再契約を希望されるユーザーは通常のディーラー契約と同様の必要書類を提出のうえ、ベネシード社所定の手続きを経て、ベネシード社が契約承認した日よりディーラーとなります。
 - 11) ベネシード社は、ディーラーとの契約の締結を確認した場合、「ディーラー基本契約書」を作成のうえ、「ディーラー基本契約書」の複写をディーラーに1部郵送いたします。ディーラーはベネシード社が契約承認した日よりディーラーとなり、商品の購入およびディーラー業務実績により、ディーラー報酬を受給する権利(一定の利益)が発生します。
 - 12) 契約の締結後、ベネシード社から返送される「ディーラー基本契約書」の原本は、ベネシード社で保管され、ディーラーへは原本の複写を送付することをディーラーは予め了承するものとします。
 - 13) ディーラーの代表者は、「ディーラー基本契約書」送付時もしくは契約締結月の翌月末までに「身分証明書の写し」をベネシード社宛てに提出しなければなりません。正当な理由なく提出が遅れた場合、提出いただくまでの期間の注文された商品の出荷およびディーラー報酬の支払停止を行う場合があります。さらにご提出がない場合は、ベネシード社はディーラーとの信用性に疑義が生じるものと判断し、ディーラーとの契約を一方的に解除することがあります。
 - 14) 申込者は申込書となる「初回商品発注書」および「ストアアカウント(SA)初回商品発注書」の自署欄に、必ず申込者本人が署名および捺印をしなければなりません。紹介ディーラー、その他第三者による代筆は、いかなる場合も認められません。また、紹介ディーラーは申込者に購入の意思確認をしたうえで、申込者に記入してもらう必要があります。
 - 15) 複数のディーラー契約(以下「重複契約」といいます。)は認められていません。ユーザー登録と個人事業主のディーラー契約および当該個人を代表者(役員、筆頭株主、実質的に経営を支配する者)とする異なる法人のディーラー契約が存在する場合も、「重複契約」とみなします。
 - 16) 「重複契約」が存在する場合、複数の契約のうち当該ディーラーの選択に従

い、また当該ディーラーが選択しない場合にはベネシード社の選択に従い、1つのディーラー契約のみを残してその他のディーラー契約およびユーザー登録の解除が行われます。

- 17) ユーザー登録が重複して契約されている場合のディーラー契約への変更は、1つのディーラー契約のみを残して、その他は登録の解除が行われます。
- 18) 理由の如何を問わず契約の解除がなされた場合、当該契約に際して割り当てられたディーラーコードやストアを再利用することはできません。

(5) ディーラー基本契約の契約期間と契約条件

ディーラーの契約期間

- 1) 契約期間は、原則としてディーラー契約締結日から1年間とします。但し、契約期間中においても次のような場合、本契約は契約期間にかかわらず契約は終了します。
 - ①ベネシード社よりディーラーに対して本書面(27)、(31)の規定により一方的な契約解除が行われた場合。
 - ②ディーラーが書面等により契約を解除すべき意思表示を行った場合。
 - ③契約期間中にベネシード社の定めた一定個数以上の商品の購入がない場合。
- 2) 商品の購入およびベネシード社所定の契約存続の条件を満たしたうえで、双方による契約の解除(解約)の申し出がないときは、ベネシード社所定の年次更新料を支払うことで本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以降も同様とします(但し、ディーラーランクに基づいた権利や義務については条件が変動する場合があります。)
- 3) ディーラーはベネシード社から求められた場合、納税を行った納税証明書の写しをベネシード社に対して提出しなければなりません。
- 4) 一度、締結したディーラー契約を原則としてユーザー登録に変更することはできません。

契約期間中の契約存続条件

- 1) ディーラーは、ディーラー契約の有効期間中、取得した「メインストア」において、初年度は「初回商品」と翌月以降の契約期間中に「マーケットビジネス商品」(ポイント対象商品)を1(個/箱/セット)以上購入(追加商品を除く。)しなければなりません。購入がない場合、初年度の契約をもって満了となり、次年度の契約の更新は行われず、ディーラーとしての資格は喪失します。なお、更新後の次年度以降の契約期間中の契約維持の条件は「契約の有効期間中に「マーケットビジネス商品」を1(個/箱/セット)以上購入(追加商品を除く。)すること」となります。
- 2) ディーラーは、取得した「サブストア」(SA001～SA999)において、商品の最終購入月を含めて6ヶ月連続して「マーケットビジネス商品」の購入(追加商品を除く。)がない場合、当該「サブストア」の契約は解除され、自動解約となります。

年次更新料

ディーラー契約の有効期間は1年間であり、ディーラー契約を継続するには「メインストア」において契約更新ごとに年次更新料が発生します。但し、初回更新時は無料とし、契約条件を維持していることを条件に自動更新が行われます。次年度以降は、ディーラーは次の支払方法で年次更新料を支払うものとします。

- 1) 年次更新料の徴収金額の提示は、契約満了月の前月の「ディーラー報酬明細書」にて明記し、翌月のディーラーのディーラー報酬より相殺します。
- 2) ディーラー報酬から相殺できなかった場合、ベネシード社から振込用紙を送付いたします。契約満了月の月末までに、お振り込みいただくことで契約が更新されます(振込手数料はディーラー負担となります。)
- 3) 契約満了月の月末までに年次更新料の入金が確認できなかった場合、契約は一旦留保となり、翌月以降の商品の出荷が停止します(但し、お届け日によっては、商品が出荷される場合があります。)
- 4) 契約満了月の月末までに年次更新料の入金が確認できなかった場合、契約は一旦留保となり、翌月以降のディーラー報酬の支払いが停止します。契約満了後、3ヶ月以内に年次更新料の支払いがない場合は、契約満了月の月末に契約は避脱的になかったことが確定し、ディーラーとの契約の更新は行われません。年次更新料は、ベネシード社が認定した各ディーラーごとの「ディーラーランク」で決定されます。

(6) 重要事項

ベネシード社のビジネスモデル「アクティブディーラーシップ」のひとつである「マーケットビジネス」は、「特定商取引に関する法律」の規制ならびにその適用を受けるにあたり、ベネシード社は、同法律ならびに関連法令を遵守した健全なビジネスを行います。ディーラーの皆様にはベネシード社のディーラー業務である商品の宣伝および販売を行うとともにディーラーおよびユーザーの開拓、紹介を

行うことを目的に、ベネシード社へ「ディーラー契約者」およびディーラー業務を行わない商品愛用のみを目的とした「ユーザー(愛用者)登録者」のご紹介をいただいております。「ディーラー報酬」とは契約書面の定めるところに従い、ディーラーおよびユーザーへの営業活動としてディーラー業務を行い、ディーラー自身のマーケット内におけるディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)の売上実績のみならず、それらの自身のマーケット内のディーラーへの指導・育成・教育支援に対する対価として支払われる一定の利益をいいます。詳細は本書面(20)をご参照ください。

ベネシード社へのディーラー契約を勧誘するにあたっては、本取引が「特定商取引に関する法律」の規制ならびに適用を受ける取引に該当することを明確に示し、そのうえで契約相手に対し次の事項を十分に説明してください。

- 1.商品の種類、性能、品質などについて
 - 2.ディーラー契約手数料やディーラー管理費および商品購入等、この取引に伴う「一定の負担」について
 - 3.契約の解除(契約申込の撤回を含む。)について
 - 4.この取引において得られる「一定の利益」(ディーラー報酬)について
 - 5.その他、契約の相手方の判断に影響をおよぼす重要な事項について
- 契約の締結について勧誘を行うに際し、または契約の解除を妨げるために上記の事項につき、故意に事実を告げず、また不実のことを告げる行為をしてはなりません。また、相手を威迫して困惑させてはなりません。勧誘目的を告げない誘引方法により誘引した相手に対して公衆の出入りする場所以外の場所で一定の負担を伴う取引についての勧誘を行ってはなりません。以上の行為は「特定商取引に関する法律」により禁止されています。

(7) 書面の交付義務

紹介ディーラーがベネシード社へのディーラー契約を勧める際には、本書面「ストアディーラー契約のご案内」に必要事項(ディーラー名・ディーラーコード・所在地・電話番号)を記入し、ディーラー契約(申込)をする相手に交付し内容を十分に説明したうえで手渡さなければなりません。また、ディーラー業務を希望しない商品購入のみ希望されるユーザー(愛用者)には、内容を十分に説明し、「特定商取引に関する法律」の「訪問販売」に定められた「契約書面」となる登録(申込)用紙「初回商品発注書」(申し込み内容を明らかにした書面付)に必要事項を記入したのち、直ちに申込控とともにユーザーに交付し手渡さなければなりません。ベネシード社のマーケットビジネスは「特定商取引に関する法律」の規制の適用を受けるため、ディーラーは、ディーラー契約を勧める際は勧誘を行うに先立ち、「ストアディーラー契約のご案内」を交付しなければならず、ベネシード社は、ディーラーに契約締結時に遅滞なく、契約内容を明らかにする「ディーラー基本契約書」を交付します。

(8) この契約に伴う一定の負担

ディーラーは、一定の負担(ディーラー契約の際に購入するディーラー販売価格およびディーラー契約手数料の合計)としてディーラー契約の際には初回商品の購入代金とは別に、「ディーラー契約手数料」5,000円が必要です。

- ①初回購入時に本書面(2)の1～12の商品を1(個/箱/セット)購入する場合(初回に「メインストア」でのみ購入する場合)

製品名 (以下本書面中「商品」といいます。)	ディーラー販売価格 (税込・送料込)	ディーラー販売価格+ ディーラー契約手数料 5,000円の合計
1.「アクティブシード・ワン」	13,000円	18,000円
2.「ビューティーシードワン」	13,000円	18,000円
3.「ハバパラゴールド」	13,000円	18,000円
4.「カボブラ・スムージー「サンドリオン」」	13,000円	18,000円
5.「フコダ・GG」	13,000円	18,000円
6.「グレーヌ・ポー フェイスルウォッシュ/フェイスルローション セット」 ※ローションのみ専用容器は別売りとなります。	13,000円	18,000円
7.「グレーヌ・ポー フェイシャルウォッシュ 2個セット」	13,000円	18,000円
8.「グレーヌ・ポー フェイシャルローション 2個セット」 ※専用容器は別売りとなります。	13,000円	18,000円
9.「グレーヌ・ポー モイストチュアジェル」 ※専用容器は別売りとなります。	13,000円	18,000円
10.「グレーヌ・ポー リンクルセラム」	13,000円	18,000円
11.「ハイドロ エース アルファ」	13,000円	18,000円
12.「ブレインシード・ワン」	13,000円	18,000円
13.各種販促品(ポイント対象外)	ホームページ参照	—

- ②初回購入時にディーラーの任意の選択で商品を複数(個/箱/セット)購入する場合
(初回に「メインストア」(SA000)＋「サブストア」(SA001～SA999で購入する場合)購入する個数により次の金額のいずれかが必要です。

購入商品個数の合計 「メインストア」(SA000)＋ 「サブストア」(SA001～SA999)	ディーラー販売価格 (税込・送料込)	ディーラー販売価格＋ ディーラー契約手数料 5,000円の合計
「メインストア」＋(「サブストア」1箇所)合計2(個/箱/セット)	26,000円	31,000円
「メインストア」＋(「サブストア」2箇所)合計3(個/箱/セット)	39,000円	44,000円
「メインストア」＋(「サブストア」3箇所)合計4(個/箱/セット)	52,000円	57,000円
「メインストア」＋(「サブストア」4箇所)合計5(個/箱/セット)	65,000円	70,000円
「メインストア」＋(「サブストア」5箇所)合計6(個/箱/セット)	78,000円	83,000円
「メインストア」＋(「サブストア」6箇所)合計7(個/箱/セット)	91,000円	96,000円
「メインストア」＋(「サブストア」7箇所)合計8(個/箱/セット)	104,000円	109,000円
「メインストア」＋(「サブストア」8箇所)合計9(個/箱/セット)	117,000円	122,000円

- 10(個/箱/セット)以上は個数×13,000円＋5,000円(ディーラー契約手数料)で計算された合計が一定の負担となります。
一定の負担としてディーラーはディーラー契約の際には初回商品の購入代金とは別に、必ず「ディーラー契約手数料」5,000円が必要です。

- ③2回目以降の購入時に本書面(2)の1～12の商品を1(個/箱/セット)購入する場合
(2回目以降に「メインストア」でのみ購入する場合はディーラー販売価格13,000円に加え、「ディーラー管理費」として1,000円が必要です。)

製品名 (以下本書面中「商品」といいます。)	ディーラー販売価格 (税込・送料込)	ディーラー販売価格＋ ディーラー管理費 1,000円の合計
1.「アクティブシード・ワン」	13,000円	14,000円
2.「ビューティーシードワン」	13,000円	14,000円
3.「ヘパラーゴールド」	13,000円	14,000円
4.「カボプラ・スムージー「サンドリヨン」」	13,000円	14,000円
5.「フコダ・GG」	13,000円	14,000円
6.「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ/ フェイシャル ローション セット」 ※ローションのみ専用容器は別売りとなります。	13,000円	14,000円
7.「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ 2個セット」	13,000円	14,000円
8.「グレーヌ・ポー フェイシャル ローション 2個セット」 ※専用容器は別売りとなります。	13,000円	14,000円
9.「グレーヌ・ポー モイスチュア ゲル」 ※専用容器は別売りとなります。	13,000円	14,000円
10.「グレーヌ・ポー リンクル セラム」	13,000円	14,000円
11.「ハイドロ エース アルファ」	13,000円	14,000円
12.「ブレインシード・ワン」	13,000円	14,000円
13.各種販促品(ポイント対象外)	ホームページ参照	—

- ④2回目以降の購入時に商品を複数(個/箱/セット)購入する場合
(2回目に「メインストア」(SA000)＋「サブストア」(SA001～SA999)で購入する場合)

購入商品個数の合計 「メインストア」(SA000)＋ 「サブストア」(SA001～SA999)	ディーラー販売価格 (税込・送料込)	ディーラー販売価格＋ ディーラー管理費 1,000円の合計
「メインストア」＋(「サブストア」1箇所)合計2(個/箱/セット)	26,000円	27,000円
「メインストア」＋(「サブストア」2箇所)合計3(個/箱/セット)	39,000円	40,000円
「メインストア」＋(「サブストア」3箇所)合計4(個/箱/セット)	52,000円	53,000円
「メインストア」＋(「サブストア」4箇所)合計5(個/箱/セット)	65,000円	66,000円
「メインストア」＋(「サブストア」5箇所)合計6(個/箱/セット)	78,000円	79,000円
「メインストア」＋(「サブストア」6箇所)合計7(個/箱/セット)	91,000円	92,000円
「メインストア」＋(「サブストア」7箇所)合計8(個/箱/セット)	104,000円	105,000円
「メインストア」＋(「サブストア」8箇所)合計9(個/箱/セット)	117,000円	118,000円

- 10(個/箱/セット)以上は個数×13,000円＋1,000円(ディーラー管理費)で計算された合計が一定の負担となります。
※「メインストア」で、毎月商品を購入する場合にはディーラー販売価格13,000円に加えてディーラー管理費として1,000円が必要となります。ディーラーは、自身が当月内に「メインストア」で定期購入しており、さらに任意で「サブストア」(SA001～SA999)でも購入する場合は、「サブストア」での「ディーラー管理費」は不要です。
※ディーラーは、任意の選択で「メインストア」(SA000)以外に「サブストア」(SA001～SA999)で商品を購入することができます。

- ⑤ディーラーは、年次更新時に一定の負担として、ディーラーランクに応じた年次更新料が必要となる場合があります(但し、初回更新時は無料とします。)
⑥初回もしくは2回目以降購入時に本書面(2)の1～12の商品をPower Courseで購入する場合
(「メインストア」でのみ購入する場合)

製品名 (以下本書面中「商品」といいます。)	初回購入時		2回目以降 購入時
	クレジットカード支払い ディーラー販売価格 (12ヶ月分) ディーラー契約手数料 5,000円×1 ＋ ディーラー管理費 1,000円×11の合計	銀行振込・サロン支払い ディーラー販売価格 (12ヶ月分) ディーラー契約手数料 1,000円×1 ＋ ディーラー管理費 1,000円×11の合計	
1.「アクティブシード・ワン」	172,000円	168,000円	168,000円
2.「ビューティーシードワン」	172,000円	168,000円	168,000円
3.「ヘパラーゴールド」	172,000円	168,000円	168,000円
4.「カボプラ・スムージー「サンドリヨン」」	172,000円	168,000円	168,000円
5.「フコダ・GG」	172,000円	168,000円	168,000円
6.「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ/ フェイシャル ローション セット」 ※ローションのみ専用容器は別売りとなります。	172,000円	168,000円	168,000円
7.「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ 2個セット」	172,000円	168,000円	168,000円
8.「グレーヌ・ポー フェイシャル ローション 2個セット」 ※専用容器は別売りとなります。	172,000円	168,000円	168,000円
9.「グレーヌ・ポー モイスチュア ゲル」 ※専用容器は別売りとなります。	172,000円	168,000円	168,000円
10.「グレーヌ・ポー リンクル セラム」	172,000円	168,000円	168,000円
11.「ハイドロ エース アルファ」	172,000円	168,000円	168,000円
12.「ブレインシード・ワン」	172,000円	168,000円	168,000円
13.各種販促品(ポイント対象外)	ホームページ参照	—	—

- ⑦初回購入時もしくは2回目以降購入時にディーラーの任意の選択で複数の商品をPower Courseで購入する場合、購入する個数により次の金額のいずれかが必要です。
(初回もしくは2回目以降購入時に「メインストア」(SA000)＋「サブストア」(SA001～SA999)で購入する場合)

購入商品個数の合計 「メインストア」(SA000)＋ 「サブストア」(SA001～SA999)	初回購入時		2回目以降 購入時
	クレジットカード支払い ディーラー販売価格 (12ヶ月分)×ストア数 ディーラー契約手数料 5,000円×1 ＋ ディーラー管理費 1,000円×11の合計	銀行振込・サロン支払い ディーラー販売価格 (12ヶ月分)×ストア数 ディーラー契約手数料 1,000円×1 ＋ ディーラー管理費 1,000円×11の合計	
「メインストア」＋(「サブストア」1箇所) 合計2ストア (2ストア×12ヶ月分:24個/箱/セット)	328,000円	324,000円	324,000円

- ※初回購入時、Power Course(クレジットカード支払い)で2ストア以上購入の場合は
{13,000円×12(ヶ月分)×ストア数}＋{5,000円(ディーラー契約手数料)}＋
{1,000円(ディーラー管理費)×11(ヶ月分)}で計算された合計が一定の負担となります。

- ※初回購入時、Power Course(銀行振込、サロン支払い)で2ストア以上購入の場合は
{13,000円×12(ヶ月分)×ストア数}＋{1,000円(ディーラー契約手数料)}＋
{1,000円(ディーラー管理費)×11(ヶ月分)}で計算された合計が一定の負担となります。

- ※2回目以降購入時、Power Courseで2ストア以上購入の場合は
{13,000円×12(ヶ月分)×ストア数}＋{1,000円(ディーラー管理費)×12(ヶ月分)}で計算された合計が一定の負担となります。

各種販促品(ポイント対象外)

ディーラーが、ディーラー業務を行う際に任意で使用する販促品です。ディーラー業務を始めようとする際にご購入いただくことができます。すべてのディーラーに購入義務はありません。

ディーラー契約後、毎月末日までに「メインストア」において本書面(2)の1～12の商品を1(個/箱/セット)以上定期購入し、且つそれぞれの受給資格を満たすことにより、ディーラー報酬(一定の利益)を受ける権利を有します。

ディーラーは、本書面(2)の1～12の商品を9(個/箱/セット)以上定期購入し、本書面(20)に規定する「Aランク」の条件ならびにディーラー報酬の受給資格を満たすことにより、「新規契約報酬」(一定の利益)を受ける権利を有します。

(9) 商品購入と出荷費用、購入方法、支払方法

1) 商品の購入と出荷費用

- 1.①ディーラーは、ベネシード社から毎月定期的に商品を購入することができます。商品の購入には、定期商品の購入と追加商品の購入があります。定期商品の送料は、ディーラー販売価格に含まれています。商品には、「メインストア」、「サブストア」とともに1(個/箱/セット)購入できます。ベネシード社所定の手続きにより、月ごとに異なる種類の商品の購入も可能です。原則として、初回を除く翌月からの定期商品は、「メインストア」と同一の「商品お届け日」、「商品お届け先」に一括で出荷されます(同一の商品お届け日の出荷個数により、梱包が複数の箱に分かれる場合があります。)

- ②「サブストア」ごとに「メインストア」と異なる「商品お届け日」もしくは「商品お届け先」を個別に希望される場合や追加商品を購入される場合また定期商品の再出荷を希望される場合は、別途、出荷事務手数料が必要です。「商品お届け先」は、契約時に「メインストア」およびすべての「サブストア」に共通して「登録住所」とは別に「商品お届け先」を1箇所指定することが可能です。2回目以降の購入時はさらに「商品お届け先」をもう1箇所追加指定できます。

- ③クレジットカードによって購入する商品は、自己消費分のみとします。

- 2.出荷事務手数料
商品の購入方法、代金の支払方法、注文当月内の「商品お届け日」と「商品お届け先」等の配送条件により、出荷事務手数料がかかる場合があります。次の商品には出荷事務手数料がかかります。

- ①「サブストア」の「商品お届け日」と「商品お届け先」を「メインストア」と異なる条件にディーラーが任意に指定して出荷された定期商品。

- ②追加商品を購入され、メインストアの「商品お届け先」と異なる住所へ出荷される場合。

- ③何らかの事由で、「メインストア」、「サブストア」で初回商品および定期商品の受け取りができず、再注文による再出荷商品。

- 3.支払方法が定期購入(口座振替)、定期購入(クレジットカード支払い)をご利用のディーラーで上記①の場合、出荷事務手数料が免除されます。

- 4.上記②の場合、出荷事務手数料として別途1個口につき、全国一律1,000円(税込、代引の場合代引手数料含む。)が出荷の際に必要です。具体的には次の表の通りです。

- 5.上記③の場合の出荷事務手数料の支払方法は、再出荷した商品の該当購入月の対象ディーラー報酬支払日(購入月翌々月10日。但し、支払日が土・日・祝日の場合は翌営業日)にディーラーの登録口座からディーラー報酬調整させていただきます。

商品出荷時(再出荷を含む)の出荷事務手数料

		「メインストア」 (お届け先住所)	「サブストア」 (同日・別住所 別日・同住所 別日・別住所)
初回商品	銀行振込 クレジットカード支払い 代引	込	込
定期商品 定期購入	口座振替 クレジットカード支払い 代引	込	免除 1,000円
定期商品 単月購入	銀行振込 クレジットカード支払い 代引	込	免除 1,000円
追加商品	銀行振込 クレジットカード支払い 代引	込 (別住所の場合のみ 1,000円)	—
再出荷商品 (初回商品) (定期商品) (単月購入)	すべての支払方法	1,000円 自身の ディーラー報酬にて 相殺	1,000円 自身の ディーラー報酬にて 相殺
販促品 (1梱包につき)	銀行振込 代引	1,000円	1,000円

- ※上表の金額は、商品出荷時(再出荷を含む。)の出荷事務手数料のみの表示です。出荷事務手数料は、商品購入代金とあわせて注文時もしくは購入時にお支払いただきます(但し、再出荷商品については、ディーラー報酬と相殺となります。)

「Power Course」の商品出荷時の出荷事務手数料

Power Course	支払方法	「メインストア」 (お届け先住所)	「サブストア」 (同日・同住所)	「サブストア」 (同日・別住所) (別日・同住所) (別日・別住所)
初回商品 「メインストア」 「サブストア」	Power Course	込	—	—
定期商品 定期購入 「メインストア」	Power Course	込	—	—
定期商品 定期購入 「サブストア」 (メインストアが Power Courseの場合)	Power Course	—	免除	免除
	口座振替 クレジットカード支払い	—	免除	免除
代引	—	免除 (ただし別梱包)	1,000円	1,000円
再出荷商品 「初回商品」 「定期商品」	すべての 支払方法	1,000円 自身のディーラー 報酬にて相殺	1,000円 自身のディーラー 報酬にて相殺	1,000円 自身のディーラー 報酬にて相殺

クレジットカード支払いの利用条件

- 1)クレジットカード支払いを利用する場合、ベネシード社所定の手続きでクレジット決済IDの取得が必要となります。

- 2)商品購入のためにクレジットカード支払いを行った場合、次の点にご注意ください。

- ①クレジットカード支払いは、各カード会社の会員規約の条項に従い、代金完済まで購入した所有権は、カード会社に留保されます。よって**商品の購入は自己消費分**とします。

- ②ベネシード社は、理由の如何に関わらず、支払者のクレジットカードの不備や決済不可等の理由で支払不能が生じた場合の購入の取消等について、ディーラーに通知することはありません。また、これらの理由による商品の未着やディーラー報酬の支払い停止等の損害について、ベネシード社は一切の責任を負いません。

- ③クレジットカードで購入(クレジットカード支払い)したに関わらず、ベネシード社から商品が届かない(但し受取辞退・長期不在・転居先不明等の理由は除きます。)、もしくは注文と異なる商品や異なる数量の商品が届いた場合、クレジットカード会社に支払いを拒否することができます。これを**抗弁権の接続**といいます。

- ④クレジットカード支払いによる支払方法を選択の場合、ベネシード社の各種商品変更等のお手続き方法は、代引を利用した場合と同様となります。

2) 定期商品の購入方法と代金の支払方法

定期商品の購入方法として定期購入、単月購入、Power Courseの3つの方法があります。ディーラーは、いずれかを選択することができます。定期商品の出荷と代金の支払方法については、次の通りです。

- 1.定期購入(口座振替):毎月の商品お届け日にあわせて、定期的に定期商品をベネシード社からディーラーに出荷いたします。商品の購入代金を商品のお届け前に口座から振替を行う方法です。

- ①毎月1回、商品の購入代金を指定日(指定がない場合は27日)に自動で口座振替し、その該当する商品は商品お届け日にあわせて、毎月定期的に出荷いたします(お手続きの関係上、初回の口座からの振替後に、振替月分の前月分に該当する商品を、代引でお届けする場合があります。)。振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日の振替となります。毎月、口座振替ができ且つ商品を返品することなく購入している限り、定期購入(口座振替)は継続されます。

- ②口座振替日は毎月6日、27日のいずれかに指定できますが、振替日と商品お届け日の関係で、毎月の商品お届け日を1日～10日に希望されるディーラーは、振替日が6日に限定されます。

- 2.定期購入(クレジットカード支払い):商品の購入代金を商品のお届け前にクレジットカードにて決済する方法です。クレジットカードにてご注文いただいた商品の購入代金の決済を確認後、ベネシード社からディーラーに毎月の商品お届け日にあわせて定期商品を出荷いたします。毎月、クレジットカード支払いが完了し且つ商品を返品することなく購入している限り、定期購入(クレジットカード支払い)は継続されます。

- 3.定期購入(代引):毎月の商品お届け日にあわせて、定期的に定期商品をベネシード社からディーラーに出荷いたします。ディーラーは商品の購入代金を、ベネシード社指定の配送業者に現金にてお支払いください。代引支払い時のクレジットカード等の使用はできません。なお、地域・曜日等によっては定期商品の到着が商品お届け日の前後になる場合があります。予め

代金および出荷事務手数料の必要金額をご用意ください。毎月商品返品することなく購入している限り、定期購入（代引）は継続されます（但し、配送会社の都合上、一部の離島、遠隔地等の地域においては代引決済のできない場合があります。詳細はベネシード社までお問い合わせください。）。

4.単月購入:定期購入（口座振替）、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）を利用しない場合は、ベネシード社所定の手続きにて申請していただき、代引、クレジットカード支払いもしくはベネシード社指定の銀行口座へご契約のディーラー名義で該当する商品の必要金額（出荷事務手数料がかかる場合があります。また振込手数料はディーラー負担となります。）を振り込み、ベネシード社所定の「商品注文書」に必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。

5.Power Course:商品の購入代金12ヶ月分を予め一括でお支払いいただく方法です。毎月の商品お届け日にあわせて、定期的定期商品ベネシード社からディーラーに出荷いたします。Power Courseの支払方法は（クレジットカード支払い）（銀行振込）（サロン支払い）があります。なお、別途申請することで、12ヶ月分の商品を一括でお届けすることが可能です。また、商品の種類や個数はディーラーが自由に設定することができます。専用申込書をWebサービスよりダウンロードおよびプリントアウトし、必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。

3) 定期商品の定期購入による購入方法、代金の支払方法の変更

1.口座振替の開始方法

定期購入（口座振替）による定期商品の購入を希望される場合は、ベネシード社所定の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入して捺印のうえ、ベネシード社宛てに送付してください。口座振替の手続き完了後、振替開始のご案内書面「口座振替開始のご案内」を封書にて送付いたします。ご案内は初回のみです。なお、振替日の前日までに登録口座への入金をお願いいたします。手続きには、約2ヶ月かかります。定期購入（口座振替）の手続完了までは、定期購入（代引）あるいは銀行振込による定期商品の購入方法となります。

2.クレジットカード支払いの開始方法

定期購入（クレジットカード支払い）およびPower Course（クレジットカード支払い）による定期商品の購入を希望される場合は、ベネシード社所定の手続きにて予めクレジット決済IDを取得し、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。

3.定期購入の休止方法

定期購入（口座振替）、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）を利用されているディーラーが、任意に単月購入での注文へ変更を希望される（定期購入を休止する）場合には、ベネシード社所定の「商品購入休止届」に必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。定期購入（口座振替）の場合は、振替日の7営業日前3:00pmまでに手続きを行ってください。また、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）の場合は、商品お届け日の7営業日前3:00pmまでに手続きを行ってください。Power Courseはシステム上、12ヶ月間の実施期間中は手続きによる単月購入に変更（定期購入を休止）することができません。

4.定期購入の停止

何らかの事由でディーラーが、定期購入（口座振替）、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）を利用できない事態に至った場合には、当該ディーラーは、所定の手続きで定期購入（口座振替）、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）を利用になれる状態に至るまで定期購入は停止し、自動的に購入休止となり購入方法が単月購入に切り替わります。具体的には、次の場合があります。

①ディーラーが定期購入（口座振替）を利用されている場合で、所定の振替日に定期商品の代金が振替された後、当該ディーラーの商品お届け日にあわせて出荷した定期商品を、何らかの事由により受領しなかった場合。

②ディーラーが定期購入（口座振替）利用されている場合で、定期商品の代金が残高不足等によって指定口座より振替ができなかったとき、該当する定期購入月の月末日（土・日・祝日の場合は前営業日）3:00pmまでに該当する定期商品の購入または手続きがない場合。

③ディーラーが定期購入（クレジットカード支払い）を利用されている場合で、所定のクレジットカード決済日に定期商品の代金が決済された後、当該ディーラーの商品お届け日にあわせて出荷した定期商品を、何らかの事由により受領しなかった場合。

④ディーラーが定期購入（クレジットカード支払い）を利用されている場合で、定期商品の代金がクレジットカード決済できなかった場合。

⑤ディーラーが定期購入（代引）を利用されている場合で、当該ディーラーの商品お届け日にあわせて出荷した定期商品を、当該ディーラーが何らかの事由により受領しなかった場合。

5.定期購入停止後の再開方法

定期購入（口座振替）、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）を利用されていて、何らかの事由でその利用を停止されていたディー

ラーが、再度、定期購入（口座振替）、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）の利用を希望される場合は、「商品注文書」にて当月分または翌月分の定期商品を定期購入で購入していただくことが必要です。この場合、「商品注文書」に必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請していただくか、ベネシード社指定の銀行口座へご契約のディーラー名義で該当する定期商品を購入するに際しての必要金額を振り込み（振込手数料はディーラー負担となります。）、ベネシード社所定の「商品注文書」に必要事項および振込内容を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。再出荷を希望される場合、出荷事務手数料が必要となる場合があります。当該定期購入（口座振替）ができなかった場合、当該商品の定期購入の再開の手続きは、商品購入対象月の月末日（土・日・祝日の場合は前営業日）3:00pmまでに行ってください。

6.定期購入の支払方法の変更

定期購入を利用されているディーラーが、任意に支払方法を変更する場合には、所定の「注文内容変更届」に必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。定期購入（口座振替）の場合は、振替日の7営業日前3:00pmまでに手続きを行ってください。また、定期購入（クレジットカード支払い）、定期購入（代引）の場合は、商品お届け日の7営業日前3:00pmまでに手続きを行ってください。

7.追加商品の購入条件

ディーラーは、任意の判断によってディーラー自身の定期購入中の「メインストア」において月間最大9（個/箱/セット）まで、全マーケットビジネス商品を追加商品として購入することができます。「サブストア」では、追加商品は購入できません。

8.追加商品の購入方法

ディーラーが、本書面に定める条件を満たすことにより追加商品を購入する場合には、ベネシード社所定の「追加商品注文書」に必要事項を記入のうえでベネシード社所定の手続きにて申請していただき、銀行振込もしくは代引またはクレジットカード支払いで購入することができます。銀行振込の場合は、ベネシード社指定の銀行口座へご契約のディーラー名義で該当する追加商品を購入するに際しての必要金額を振り込み（振込手数料はディーラー負担となります。）、「追加商品注文書」に必要事項および振込内容を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください（いずれの場合も、ディーラー自身に購入権利がある場合に限ります。）。

(10) 商品購入の休止

定期商品の購入を一時休止したい場合

定期購入（口座振替・クレジットカード支払い・代引）をされているディーラーが、自立的に商品の購入の休止を希望する場合には、ベネシード社所定の「商品購入休止届」に必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。但し、口座振替の場合は、振替日の7営業日前3:00pmまでに手続きを行ってください。また、クレジットカード支払い・代引の場合は、商品お届け日の7営業日前3:00pmまでに手続きを行ってください。

定期商品の受取拒否および配達不可による定期購入の休止

- ベネシード社から送付された定期商品の受領を拒否したディーラー、および長期不在、転居先不明等でベネシード社からの定期商品の配達が可能になったディーラーは、自動的に定期購入が休止（以下「購入休止」といいます。）となります。
- 「購入休止」となったディーラーに対して商品の出荷はされません。「購入休止」の期間に発生したはずのディーラー報酬を受給する権利は、「購入休止」の期間に発生しません。また、本書面に従って送付すべきディーラーへの通知は、「購入休止」となったディーラーには送付されません。

商品の購入休止状態からの解消（休止から再出荷を希望される場合）

「購入休止」となっているディーラーは、ディーラー契約の契約期間内に本書面に定めるところに従って契約の解除（解約）となるまでの間、商品の購入ができます。具体的な期間とは「メインストア」ではディーラー契約時（または更新時）に締結した契約締結月を含めた12ヶ月後の月末日までをいいます。また、「サブストア」(S A001～SA999)では、各「サブストア」ごとに商品の最終購入月を含めて6ヶ月以内となります。手続きについては、本書面（11）をご参照ください。

(11) 商品の再出荷

1) 初回商品の取り扱い

①何らかの事由により初回商品の受け取りができなかった場合には、契約申込の撤回（契約解除）の手続きまたは初回商品の再出荷の注文をしていただくかのどちらかを選択してください。

②初回商品の再出荷を希望されるディーラーは、「商品注文書」に必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きで申請していただくか、対象とな

る振込金額をベネシード社指定の銀行口座へご契約のディーラー名義で振り込み（振込手数料はディーラー負担となります。）、「商品注文書」に必要事項および振込内容を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。ベネシード社における受付完了後、該当する初回商品を出荷いたします。初回商品の再出荷による購入期限は、初回契約月の翌月15日（土・日・祝日の場合は前営業日）3:00pmまでとなります。再出荷には、別途ベネシード社所定の出荷事務手数料が必要です。

2) 定期商品（初回商品を除く）の取り扱い

①何らかの事由により出荷した定期商品の受け取りができなかったディーラーが、当該定期商品の再出荷を希望される場合は、「商品注文書」に必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請していただくか、代金未払いでお振り込み予定の場合、対象となる振込金額をベネシード社指定の銀行口座へご契約のディーラー名義で振り込み（振込手数料はディーラー負担となります。）、「商品注文書」に必要事項および振込内容を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。ベネシード社における受付完了後、該当する商品を出荷いたします。ベネシード社へ商品が返品された後、再出荷を希望される場合、出荷事務手数料が必要となる場合があります。当該定期商品の再出荷の手続きは、商品購入月の翌月15日（土・日・祝日の場合は前営業日）3:00pmまでに行ってください。

②①の商品が定期購入（口座振替・クレジットカード支払い・代引）によるもので且つ①に該当する期日までに、商品購入月の再出荷の依頼をされ商品受領を完了された場合、ディーラー報酬受給の権利が維持されます。但し、ディーラー報酬対象月の翌月の定期商品を再出荷する場合は、購入月の月末日（土・日・祝日の場合は前営業日）3:00pmまでに、再出荷の依頼をされ、且つ商品受領を完了された場合に限ります。

③当月内の商品出荷は、再出荷を含む2回までです。

④代金の支払い後、何らかの事由により定期商品の受け取りができず、再出荷の注文および何ら連絡がないまま、商品受取予定日から6ヶ月間を経過した場合には、権利の放棄とみなし、ベネシード社に対して再出荷を請求する権利および代金返還を請求する権利を喪失します。

⑤①の商品がPower Courseによるもので且つ①に該当する期日までに、商品購入月の再出荷の依頼をされ商品受領を完了された場合、ディーラー報酬受給の権利が維持されます。但し、ディーラー報酬対象月の翌月の定期商品を再出荷する場合は、購入月の月末日（土・日・祝日の場合は前営業日）3:00pmまでに、再出荷の依頼をされ、且つ商品受領を完了された場合に限ります。

(12) 商品の引渡し時期

- 初回商品は、ベネシード社にて受付完了後、7日後でお届けします。
- 初回以降の定期商品は、ご登録の「商品お届け日」にお届けします。
- 単月購入の商品および販促品は、注文受付後3～7日後でお届けします。
- Power Course（VIP Course）による「商品一括受取」を選択した場合、12ヶ月分の商品を一括でお届けとなります。
※遠隔地や離島等および運送事情によりお届けが遅れることがあります。

(13) 商品の欠品による代替品の出荷

ベネシード社の商品は、一部天然由来の成分を原料として使用しており、自然環境等により原料の調達に限られている商品があります。このため、万が一、ポイント対象商品が供給できない事由が発生した場合、ベネシード社は、次の対応をディーラー（ユーザー）にご提案させていただくことがあります。

1) 新規契約時または新規登録時に、注文いただいた商品に欠品が生じた場合、ベネシード社はディーラー（ユーザー）に連絡のうえ、他のポイント対象商品への変更をご提案させていただくことがあります。

2) 定期商品の出荷に際し、注文いただいた商品に欠品が生じた場合、ベネシード社はディーラー（ユーザー）に連絡のうえ、ポイント計上処理のため、当該欠品商品の代替となる商品を、定期商品の商品お届け日に到着するように出荷いたします。代替品を受領いただき、且つそれらに返品がない場合は、当該商品が出荷可能になり次第、改めてディーラー（ユーザー）の注文いただいた商品を無償で出荷いたします。

(14) 注文商品と異なる商品が到着した場合

ディーラーは商品到着後、注文商品の検品を行うものとします。何らかの事由により、注文商品と異なる商品が到着した場合、ベネシード社「総合案内」まで連絡いただくことで、ベネシード社はディーラーに対し、本来注文をいただいた商品への交換をさせていただきます。なお、誤送による注文商品への交換は、商品到着後2週間以内とします。

(15) 契約申込の撤回

●「契約申込の撤回」について

ベネシード社から初回商品を購入されたディーラーは、「契約書面を契約締結後に交付された日、あるいは初回商品の到着日のいずれか遅い日」から20日以内であれば、初回商品について開封または消費をしていたとしても、理由の如何を問わず商品購入の申し込みを撤回する権利を有しています。これを「契約申込の撤回」といいます。

「契約申込の撤回」期間経過後でも、「契約申込の撤回」の行使を妨げるために、ディーラーに対して説明や勧誘を行ったディーラーが、不実のことを告げ、そのためにディーラーが誤認した場合、または、威迫を行い、そのためにディーラーが困惑して「契約申込の撤回」を行わなかった場合は、改めてベネシード社が「契約申込の撤回」妨害の解消のための書面を交付します。その内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは書面により「契約申込の撤回」の手続きを行うことができます。

●「契約申込の撤回」の手続き

ベネシード社から初回商品を購入されたディーラーが、「契約申込の撤回」をしたい場合には、以下に示す例に従い、書面（書式自由）に「契約書面を契約締結後に交付された日、あるいは初回商品到着日のいずれか遅い日」「ご契約ディーラー名」「ディーラーコード」「ご登録住所」「ご登録電話番号」「契約申込の撤回を求め、申込を撤回する旨」を記入してディーラーカード、商品とともにベネシード社宛てに送付してください。書面を発送された時点（発信時）から、「契約申込の撤回」の効力が生じます。

【書面の記入例】

<p>宛先</p> <p>〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-45 マルイト西梅田ビル4F</p> <p>株式会社ベネシード宛</p>	<p>「契約申込の撤回」</p> <p>契約書面を契約締結後に交付された日、あるいは初回商品の到着日のいずれか遅い日</p> <p>●平成○○年○○月○○日 ●ご契約ディーラー名 ●ディーラーコード ●ご登録住所 ●ご登録電話番号</p> <p>上記の日付の申込は撤回し、または契約を解除します。</p>
---	--

記入例に従って、書面（書式自由）に必要事項をご記入のうえ、ディーラーカード、一切の書類、商品とともにベネシード社に送付してください。支払方法をクレジットカード支払いで申込された場合「契約申込の撤回の書面」をクレジットカード会社にも送付してください。

●「契約申込の撤回」を適用した場合

既にお支払済の代金等がある場合は、速やかに全額返金いたします。
・契約申込の撤回による商品の返品に要する費用については、ベネシード社が負担します（着払いでお送りください。）。

・ベネシード社から契約の解除に伴う損害賠償や違約金等、その他の費用に関する請求がされることはありません。

・ディーラー契約は契約申込の撤回を申し出ることによっていかなる場合でも契約が解除できます。但し、契約の解除（契約の解消）であり、個人情報即時抹消は行いません。

また、ディーラー契約することによって生じていたディーラーとしての一切の権利義務は遡及的になかったことが確定します。

⚠ **契約申込の撤回について、不実の告知や妨害を受け、誤認または困惑があった場合は、下記までご連絡ください。**

総合案内

TEL:0800-1234-005

受付時間 10:00am～6:00pm（土日祝除く）

(16) 商品の返品および返金(契約申込の撤回期間経過後)

1) 届けられた商品が不良であった場合

ベネシード社がディーラーにお届けした商品が不良(瑕疵がある場合)であった場合には、ベネシード社にお問い合わせのうえ、所定の「返品申請書」に必要事項を記入し、商品とともにベネシード社に返品してください。ベネシード社が返品商品と「返品申請書」を受領して、速やかに代替の商品を当該ディーラーに出荷します。代替商品の送料はベネシード社が負担します。返品に適正な理由がないと判断された場合には、再度、返品いただいた商品をそのままディーラーに返却することとなります。この場合の送料はディーラーの負担とし、着払いにて手続きさせていただきます。

2) ベネシード社種類別初回商品返品保証制度

- 1.ベネシード社種類別初回商品返品保証制度とは、ベネシード社の自主基準として商品を安心して購入していただくための制度です。
- 2.契約後、初回商品と異なる種類の商品を初めて注文された場合、万が一その商品にご満足いただけないときは、ベネシード社はその異なる商品の初回受取分に限り商品到着後20日以内であれば、商品の消費・未消費を問わず商品の返品を受け付け、商品購入代金を全額返金させていただきます。制度です。
- 3.前項2.の制度を利用する際の、ディーラーからベネシード社へ商品返品にかかる送料についてはディーラーの負担とします。また各「サブストア」を取得後、初回に本制度を利用された場合、当該「サブストア」は自動解約となります。なお継続的に購入されている「サブストア」で、本制度を利用された場合においても同様とします。
- 4.本返品保証制度はベネシード社の自主基準であり、ベネシード社はディーラーの購入状況や1回の購入数等を確認し、不当な目的による商品の返品、その他不正な取引と疑われる場合、ベネシード社の判断により、本制度の利用をお断りする場合があります。ディーラーはそのことを異議なく承するものとします。

3) 契約申込の撤回(契約の解除)期間経過後の解約を伴わない返品

- 1.契約申込の撤回期間経過後の解約を伴わない返品については法定の条件によらない限り、次の条件をすべて満たす場合に限られます。
 - ①商品到着後30日以内の商品であること。
 - ②ディーラー自身がベネシード社から直接購入した商品であり、且つ自身の意思で返品する場合であること。
 - ③商品が未使用・未開封のもので、破損または汚損していないこと。
 - ④返品商品は本書面(2)の1～12の商品であること。
- 2.前項1.による返品は、解約(契約解除)をせずとも返品された商品購入代金の10%相当額を差し引いた金額を受け取ることができません。但し、ディーラーからベネシード社へ商品返品にかかる送料についてはディーラーの負担とします。商品購入により発生したディーラー報酬については返金金額と相殺させていただきます。支払済ディーラー報酬が返金額を超える場合、ディーラーはベネシード社に対し返還の義務を負います。なお、ディーラー管理費1,000円については返金の対象外となります。
- 3.前項2.はベネシード社にお問い合わせのうえ、所定の「返品申請書」に必要事項を記入し、商品とともにベネシード社に返品してください。
- 4.本返品制度はベネシード社の自主基準であり、ベネシード社はディーラーの購入状況や1回の購入数等を確認し、不当な目的による商品の返品、その他不正な取引と疑われる場合、ベネシード社の判断により、返品をお断りする場合があります。ディーラーはそのことを異議なく承するものとします。

4) ディーラー都合による返品(中途解約・返品)について

- 1.ディーラーの都合による商品のベネシード社への返品は、法定の条件によらない限り、次の条件をすべて満たす場合に限られます。
 - ①解約(契約の解除)を希望されることに伴う返品であること。
 - ②商品到着後90日未満の商品であること。
 - ③ディーラー契約後、1年末満のディーラーであること。
 - ④ディーラー自身がベネシード社から直接購入した商品であり、且つ自身の意思で返品する場合であること。
 - ⑤商品が未使用・未開封のもので、破損または汚損していないこと。
 - ⑥返品商品は本書面(2)の1～12の商品であること。
- 2.ディーラーはベネシード社まで、電話にて所定の「解約申請書」を請求していただき必要事項(ご契約ディーラー名、代表者氏名、ディーラーコード、ご登録住所、ご登録電話番号等)をご記入・ご署名・ご捺印のうえ、商品、ディーラーカード等とともに、ベネシード社に返品してください。この場合の送料は、ディーラーの負担となります。「解約申請書」を同封されずに返品された場合は、返品された商品をそのまま返却させていただきますことがあります。その場合は、送料はディーラーの負担(着払い)となります。返品商品と「解約申請書」をベネシード社が受領した時点をもって解約とみなします。定期商品を返品された場合、その返品商品の該当する商品お届け日の前日をもって解約(契約の解除)とします。
- 3.返品された商品について支払われた商品の購入代金の返金は、ベネシード社が返品商品と「解約申請書」を受領した後、返金事務手数料として、1(個/

- 箱/セット)につき商品の購入代金の10%を差し引いた金額で返金します。なお、返金手続きについては、ベネシード社が返品商品と「解約申請書」を受領してから速やかに完了するものとします。但し、ディーラー契約手数料5,000円、ディーラー管理費1,000円については返金の対象外となります。
- 4.前項3.による計算で、算出された金額がプラスになった場合、1,500円以下は、ディーラーの「登録口座」への振り込みもしくは郵便小為替、または切手で返金します。1,501円以上は、ディーラーの「登録口座」へ振り込みにて返金します。金額がマイナスとなった場合には、ディーラーはそのマイナスとなった金額をベネシード社に返還する義務を負います。
 - 5.返品により、既に発生していたディーラー報酬の受給権利は無効となり、返品された商品の購入によるディーラー自身と自身以外に発生した既払いディーラー報酬が存在するときは、ディーラー報酬獲得者よりディーラー報酬調整をさせていただきます。なお、これに伴うディーラー報酬の変動は、すべてのマーケットチャート上の上位ディーラーのディーラー報酬に反映します。
 - 6.購入方法としてPower Courseを選択し、12ヶ月の実施期間途中で、解約する場合は、上記の条件に加え次の規定が適用されます。
 - ①返品がなく、解約による返金のみの場合は「未出荷の個数×14,000円」で算出した金額で返金します。
(サブストアの場合は「未出荷の個数×13,000円」)
 - ②返品がある場合の返金額算出方法は(返品個数×13,000円)から返品事務手数料10%を差し引いた金額と、「未出荷の個数×14,000円」の合計額となります。
(サブストアの場合の未出荷分は13,000円で計算)
 - ③Power Courseの「商品一括受取」を選択し購入した商品を12(個/箱/セット)すべて返品する場合は(13,000円×12ヶ月分)から返品事務手数料10%を差し引いた金額で返金します。
 - ④Power Courseの「商品一括受取」を選択し返品された商品が12(個/箱/セット)未満の個数の場合は(返品個数×13,000円)から返品事務手数料10%を差し引いた金額で返金します。
 - ⑤Power Courseの特典として送付した特典商品は、すべて未開封の状態で同時に返却するものとし、すでに消費済等により返却できない場合は、その特典商品の個数×希望小売価格をもって未返却分の特典商品代金を算出し、①～④で計算した金額より相殺したうえで返金します。
※金額内訳
13,000円:1商品あたりのディーラー販売価格
14,000円:1商品あたりのディーラー販売価格+ディーラー管理費1,000円

(17) ディーラー契約の解除

1) 契約申込の撤回による契約の解除

- ①本書面に従って、ディーラー契約を行ったディーラーは、初回商品の購入に関する一定の期間内であれば、いかなる場合でも契約申込の撤回(契約の解除)をベネシード社に申し出ることができます。具体的な手続きは本書面(15)をご参照ください。初回商品の購入に関して、契約申込の撤回を行ったディーラーは、契約の解除をされたものとみなします。上記期間を経過後に、解約(契約の解除)を希望されるディーラーは、本書面による所定の解約手続きが必要です。
- ②契約申込の撤回をなされたディーラーは、当初にさかのぼってディーラーでなかったこととなり、ベネシード社との間にディーラーとしての法律関係は、当初より生じなかったこととなります。

2) 初回商品の受領または定期商品の購入を行わない場合の契約の解除

- ①本書面に従ってディーラー契約を行ったディーラーが、何らかの事由により初回商品を受領せず、初回契約月の翌月15日(土・日・祝日の場合は前営業日)3:00pmまでに、当該ディーラーからベネシード社に本書面の定めるところに従って再出荷の注文がなければ自動解約となり、契約が解除となります。
- ②ディーラーは、ディーラー契約の契約期間中、取得した「メインストア」において、初年度は「初回商品」と翌月以降の契約期間中に「マーケットビジネス商品」を1(個/箱/セット)以上購入(追加商品を除く。)することが条件となります。購入がない場合、次年度の契約更新は行われず、初年度の契約をもって満了となり、ディーラーとしての資格は喪失します。なお、次年度以降の契約期間中の契約維持の条件は「契約の期間中にマーケットビジネス商品を1(個/箱/セット)以上購入(追加商品を除く。)すること」となります。
- ③ディーラーは、取得した「サブストア」(SA001～SA999)において、商品の最終購入月を含めて6ヶ月連続して「マーケットビジネス商品」の購入(追加商品を除く。)がない場合、当該「サブストア」の契約は解除され自動解約となります。

3) ベネシード社からの期間満了による契約の解除

ディーラーの契約期間は、原則として契約日より1年とします。ベネシード社より更新しない旨の通知が期間満了日の1週間前までに当該ディーラーに発送されない限り、期間は1年ずつ更新されます(ディーラーには、契約更新の条件としてベネ

シード社が認定した各ディーラーごとの「ディーラーランク」に応じた年次更新料の支払義務が生じます。)。ベネシード社は、当該ディーラーのディーラー業務の実績等を判断して、ディーラー契約を更新しない旨の通知を行う場合があります。ディーラーに本書面に違反する行為が存在するとベネシード社が判断した場合、ベネシード社は契約を一方的に解除し、当該ディーラーに更新を行わない旨の通知を行います。次年度のディーラー契約更新が行われず、ベネシード社と契約期間が満了した時点で、ディーラーとしての契約は終了し、ディーラー資格を喪失します。

4) 解約による契約の解除

- ①ディーラーが、ベネシード社との間のディーラーとしての契約関係を解約することを希望される場合は、本書面に定めるところに従って、ベネシード社所定の「解約申請書」をベネシード社に請求のうえ、必要事項(ご契約ディーラー名、代表者氏名、ディーラーコード、ご登録住所、ご登録電話番号等)をご記入・ご署名・ご捺印のうえ、ディーラーカードとともに、ベネシード社宛てに送付してください。この場合、ベネシード社において当該ディーラー自身が、解約されたものとして速やかに当該ディーラー契約の解除を行います。なお「メインストア」が解約となった場合、すべての「サブストア」も解約となります。ディーラー契約の解除は契約の解消であり、ベネシード社で管理している個人情報情報は行いません。ベネシード社でお預りする個人情報は、ディーラー契約の解除後も利用目的の範囲内で、利用させていただく場合があります。また、契約申込の撤回や解約等、理由の如何を問わず、契約時等にご提出いただきました「ディーラー基本契約書」の原本や「身分証明書」の写し「その他書面等」はご返却できません。
- ②解約による契約の解除の効力は、「解約申請書(解約届)」がベネシード社に受理された時点で発生します。但し、当該ディーラーにつき、本書面違反や法令違反があったとベネシード社が認める場合は、ベネシード社は、調査に必要な合理的な期間、「解約申請書(解約届)」の受理をせず当該ディーラーのディーラー資格を休止させることができます。
- ③解約による契約の解除を行ったディーラーは、ディーラーとしてのベネシード社に対する一切の権利を放棄したものとみなします。契約の解除以前に発生したディーラー報酬であっても、契約の解除以降にディーラー報酬支払日が到来する場合には、ベネシード社から契約の解除を行われたディーラーへのディーラー報酬の支払いはありません。
- ④解約による契約の解除を行ったディーラーについて計算上、ディーラー報酬調整金があった場合には、契約の解除の有無にかかわらず、当該ディーラーはディーラー報酬調整金をベネシード社に支払う義務を負います。
- ⑤ディーラーからの解約による契約解除:ディーラーは「特定商取引に関する法律」40条の2の要件を満たす場合には、将来に向かって契約解除をすることができます。
- ⑥清算条項:ディーラーは、ベネシード社との契約が終了した場合、ベネシード社に対して負担する債務の一切を直ちに弁済する義務を負います。ディーラーの債務不履行または不法行為その他非違行為により本契約が終了した場合、ディーラーは、その行為によってベネシード社が被った損害(ベネシード社の法律顧問が所属する弁護士会が定める弁護士会報酬規程に基づく標準弁護士着手金および報酬金の合計額を含む。)を直ちに支払う義務を負います。
- ⑦権利の消滅:契約が終了した場合、理由の如何を問わずディーラーは、契約終了後、契約により開示された本事業システム・ノウハウその他一切の営業秘密およびベネシード社の商号、商標等もしくはこれらと誤認混同を招く標章を表示した紙媒体、電子媒体、看板、インターネット上の表記、装飾その他のものを使用してはなりません。
- ⑧違反・非違行為の開示:ディーラーの契約違反その他何らかの非違行為により契約が終了した場合、ベネシード社は、ディーラーの契約違反ないし非違行為の状況を、詳細且つ具体的に記載した書面を、ベネシード社の全ディーラーおよび全ユーザーに対し送付およびベネシード社ホームページで公表することができます。ディーラーは、ベネシード社の当該通知行為を予めすべて承するとともに、ベネシード社の当該書面送付等に伴う一切の法的責任を予め包括的に免除します。

5) ディーラー資格の抹消による契約の解除

- 1)ディーラーが、次に該当する事由が存在した場合は、ベネシード社は、当然に当該ディーラー資格の抹消を行い、当該ディーラーとベネシード社との間のディーラーとしての契約関係を一方的に終了させることができます。この場合、ベネシード社において速やかに当該ディーラーの契約の解除を行います。
 - ①ディーラーが「医薬品医療機器等法」、その他関連法令に違反する行為、または犯罪(刑事事件、刑事訴訟、逮捕)など社会秩序に反する行為を行った場合。
 - ②ディーラーが支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、不渡り処分を受けたとき、第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立て、公租公課の滞納処分等を受けたとき、破産、会社法上の清算手続の開始、民事再生手続、会社更生手続開始の申し立て等の事実が生じたとき、解散の決議をしたとき、その他、財産状態が著しく悪

化し、健全なディーラー業務の継続が困難になった場合。

- ③ディーラーがベネシード社の信用、名誉を著しく毀損する行為を行った場合。
- ④ディーラーが本書面に違反し、その態様が重大であるとベネシード社が判断した場合。その他道義的に好ましからざる行為を行い、ベネシード社による指導にもかかわらず改善の努力を行わない場合。
- ⑤ディーラーの代表者が死亡した場合。
- ⑥当該ディーラーの代表者の交代がベネシード社の承諾なしに行われた場合。
- ⑦ディーラーが本書面に照らしディーラー資格のないこと、または、ディーラーのディーラー契約の手続きの際に契約違反および規約違反のあったことが判明した場合。
- ⑧ディーラーがディーラー業務や収入を得ることを前提として、「特定商取引に関する法律」の規制に服するベネシード社が別途指定した会社、個人または団体の会員、従業員、役員となったり、その地位にある場合。

- 2)ディーラーおよび構成員(代表者、役員、実質的に経営を支配するもの)、従事者は、ディーラー契約申請時、また契約後も次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確認するものとします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ、または特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前各号に準ずる者
- 3)ディーラーは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確認するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ベネシード社に対して、またディーラー業務に限らずすべての社会生活において、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いてベネシード社の信用を毀損し、またはベネシード社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

- 4)ディーラーが、前項2)、3)のいずれかに該当し、もしくはいずれかに該当する行為をし、または前項の書面に基づく表明・確認に関して虚偽の申告をしたことが判明し、ディーラー資格を継続することが不適切であるとベネシード社が判断した場合には、ベネシード社は当然に当該ディーラーのディーラー資格の抹消を行い、当該ディーラーとベネシード社との間のディーラーとしての契約関係を一方的に終了します。
- 5)ディーラー資格の抹消による契約の解除の効力は、前項各号の事実が発生した日付に当然に生じるものとし、その通知は、資格の抹消されたディーラーの「メインストア」の「商品お届け先」に発送するをもって足り、必ずしも当該ディーラーに到達することを必要としません。
- 6)ディーラーは、任意に解約したと同様に、ディーラー資格の抹消による契約の解除日以降に支払日の到来するディーラー報酬を受給する一切の権利を喪失し、ディーラー報酬返還義務があれば、契約の解除の有無にかかわらずこれをベネシード社に返還する義務を負います。
- 7)ディーラーが故意、または重大な過失によりディーラー規約に違反し、ベネシード社の信用を毀損しその結果、ベネシード社に損害を与えたことが明白なときは、ベネシード社は、即座に一方的に契約の解除(ディーラー資格の即時抹消)を行うことにディーラーは同意し、一切異議を唱えません。

(18) 販売プラン(ディーラー報酬算定方法の基礎)

1) ストアアカウントビジネスシステム(SA方式)

- 1.ベネシード社においては、ディーラーがディーラー業務を行い、ベネシード社の商品の売上に貢献した成果による一定の利益であるディーラー報酬の算定方法として、ストアアカウントビジネスシステム(以下「SA方式」といいます。)を採用しています。「SA方式」では、ディーラー自身が直接紹介するストア(ディーラー、ユーザー、サブストア)のマーケット内への最初の配置は、Aマーケット、Bマーケットそれぞれ1ストアずつとなります。3ストア目以降は自身のマーケット内に配置されているストアのAマーケット、Bマーケットのうち、いずれか空いているマーケット内に配置することができます。
- 2.「SA方式」は、ディーラーが、商品を愛用することのみを目的とし自らがディーラー業務に参加しないユーザーをベネシード社に紹介した場合も、マーケットチャート上に「ユーザーストア」として「メインストア」および「サブストア」が配置されます。なお、ユーザーのストア数は10ストアを上限とします。
- 3.ユーザーはディーラー契約されない限り、ディーラー業務を行うことができません。従ってディーラー報酬を受給する資格ありませんが、ディーラー契約に変更した場合、ディーラー契約締結月の翌月から自身の「メインスト

- ア)のマーケットの商品購入数(仕入れを含む。))および売上実績に従って、ディーラー報酬を受給する権利が生じることとなります。
- 4.すべての新規ディーラーは、契約申請を行う際、「初回商品発注書」および「ストアアカウント(SA)初回商品発注書」の指定ストアを記入することで、新たなストアを指定配置できるものとします。但し、指定できるのは紹介ディーラーのマーケット内のストアに限ります。指定ストアの記入がない場合は、紹介ディーラーのマーケット内の既存ディーラーの、Aマーケット・Bマーケットの契約時(契約日)前営業日のストア数(解約を除く)が少ない側のマーケットで最上位レベルのAマーケットから自動的にストアを配置します。なお、いずれの場合もストアの配置は、本項のルールに従うものとします。
- 5.マーケットチャート上に指定配置もしくは自動的に配置されたストアは、確定された位置と、一度確定されると以後マーケット内でAからBへの入れ替えまたはその逆、紹介ディーラーの変更等は一切できません。

2) 売上実績のポイント

ディーラー自身のマーケット内の「ストア」(メインストア(ディーラー・ユーザー)、サブストア)が、ポイント対象商品を購入すると、売上実績のポイント(以下「ポイント」といいます。)が発生します。但し、発生したポイントを獲得するためには、ディーラー自身のメインストアが、ディーラー報酬計算対象月と翌月の定期商品を定期購入しており、受取後に返品がなく、ディーラー自身の直接紹介ディーラー(「サブストア」を含む。)が1社以上、もしくは直接紹介ユーザーが1名以上、ディーラー報酬計算対象月と翌月の定期商品を定期購入している場合に限りま。ポイントには2種類あります。

- ポイントの種類
 - レギュラーポイント
レギュラーポイントとは、ディーラーのマーケット内の「ストア」(メインストア(ディーラー・ユーザー)、サブストア)が、初回商品を含む定期商品および追加商品を購入すると発生するポイントを含みます。
 - パーソナルポイント
パーソナルポイントとは、ディーラー自身が追加商品を購入すると発生するポイントを含みます。
- ディーラー報酬の算出
ディーラー報酬は、ディーラー自身のマーケット内に月間の合計されたポイントに従って算出されます。メインストア・サブストアは、それぞれの「ストア」ごとにポイントを月間で合計し、ディーラー報酬を算出します。
- レギュラーポイントの発生条件と獲得条件
 - ディーラー自身のマーケット内の「ストア」が、初回商品を含む定期商品1(個/箱/セット)を購入すると10,000ポイントが発生します。
 - ディーラー自身のマーケット内の「ストア」が、追加商品1(個/箱/セット)を購入すると、10,000ポイントが発生します。
 - ディーラー自身のマーケット内の発生したポイントを獲得するには、ディーラー自身の対象となる「ストア」および「メインストア」がディーラー報酬計算対象月と翌月の定期商品を定期購入していることが必要です。
- パーソナルポイントの発生条件と加算方法
パーソナルポイントは、ディーラー自身が追加商品を1(個/箱/セット)購入するごとに、ディーラー自身に10,000ポイント発生します。パーソナルポイントはディーラーのAマーケット・Bマーケットの月末の合計ポイントの少ない側のマーケットに加算されます。但し、販売報酬以外のポイントには加算されません。
- ポイントの累計される期間
ディーラー報酬の算定の基礎となるポイントが累計される期間は、商品購入月の1日～末日までとなります。なお、当月有効ポイントの上限は、直接紹介ディーラー・直接紹介ユーザー1社/名の場合375万ポイント、直接紹介ディーラー・直接紹介ユーザー2社/名の場合750万ポイント、直接紹介ディーラー・直接紹介ユーザー3社/名の場合1,500万ポイントとなります。
- Power Courseの発生ポイントと加算方法
商品の購入方法がPower Courseの場合、ポイントは毎月の商品お届け日ごとに発生し、加算するものとします。(商品一括受取を選択した場合であっても、ポイントは毎月の定期購入日に発生となり、12ヶ月間に渡り、月ごとに加算となります。)

(19) 「サブストア」(SA)について

- 「サブストア」とは、初回ディーラー契約時のディーラーの基本のストア(以下「メインストア」といいます。)以下のマーケットに追加することのできるストアです。
- ディーラーは、「メインストア」のほか「サブストア」を追加することができます。申請できる「メインストア」および「サブストア」の数は合計1,000箇所までです。但し、初回および毎月ごとの月間新規「サブストア」申請可能数は最大111箇所までとなります。
- ユーザーは、ベネシード社の販売するポイント対象商品の種類数を上限として、商品の購入を目的に「メインストア」を含め10ストアを上限として「サブストア」を追加登録することができます。

- 「サブストア」申請時の紹介ディーラーは本人以外でも可能ですが、自身の「メインストア」以下のマーケット内で、その紹介ディーラーの承諾が必要となります。なお、「サブストア」申請に際し、初回商品支払方法は銀行振込もしくは代引、クレジットカード支払いのいずれかをお選びください。銀行振込の場合は、事前にベネシード社指定口座に申請ディーラー名義でお振り込みください。「サブストア」の申請は「ストアアカウント(SA)初回商品発注書」に必ず申請ディーラー自身が必要事項を記入のうえ、ベネシード社所定の手続きにて申請してください。「サブストア」契約日は、ベネシード社所定の審査により承認された日とします。
- 「サブストア」契約申請時は「ディーラー基本契約書」、最新の「ストアディーラー契約のご案内」、最新の「ディーラーマニュアル」、最新の「ディーラー規約」を理解したうえでディーラーはこれを予め承諾し、一切の異議を唱えないものとします。
- 「サブストア」は、ディーラーによるユーザー登録はできません。また一度出した「サブストア」をユーザー登録に変更することもできません。
- 「メインストア」で定期商品を定期購入しているディーラーが、当月内に「サブストア」(SA001～SA999)で任意で購入する場合は、「ディーラー契約手数料」は不要です。
- ディーラーが、「サブストア」(SA001～SA999)で購入するためには、初回に限り、「メインストア」が、当月または前月の定期商品を定期購入していることが条件となります。

(20) ディーラー報酬(一定の利益)

ディーラー報酬とは、マーケットビジネスにおいてディーラーがディーラーおよびユーザーへの営業活動としてディーラー業務を行い、ディーラー自身のマーケット内におけるポイント対象商品の売上実績のみならず、これらのマーケット内のディーラーへの指導・育成・教育支援に対する対価としてベネシード社から支払われる一定の利益を含みます。ディーラー契約後は、ディーラーの任意の選択により、1ストアにつき1種類1(個/箱/セット)の商品を定期購入すること、且つそれぞれのディーラー報酬受給条件を満たすことにより、ディーラー報酬を受給する権利を有します。

ディーラー報酬(一定の利益)受給資格

- ディーラーがディーラー報酬を受給するためには、次の条件をすべて満たすことが必要です。
 - ディーラー自身が、「メインストア」(SA000)で対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ディーラー自身が、ディーラー報酬受給対象となる「サブストア」(SA001～SA999)が存在する場合は、その対象ストアが対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ディーラー自身のマーケット内に、対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入している直接紹介ディーラー(自身の「サブストア」含む。)もしくは直接紹介ユーザーが1社/名以上いること。
 - ディーラー自身の「メインストア」「サブストア」のマーケット内に所定のポイントが発生していること。
 - ディーラー報酬受給口座(登録口座)の登録が完了していること。
 - 支払期限の到来した年次更新料を支払っていること。
- 具体的に、次の場合にはディーラーはディーラー報酬の受給資格を喪失します。
 - 定期購入(口座振替)の場合**:口座振替日に振替ができなかった場合、その口座振替日の対象になる該当月の月末日(振替日翌月末)3:00pm(土・日・祝日の場合は前営業日3:00pm)までに、定期購入にてベネシード社所定の手続き申請をし、商品を受け取らなければ、その該当月のディーラー報酬の受給資格を喪失します。但し、期限までに注文をベネシード社が受け付けて、商品を受取完了していれば、ディーラー報酬の受給資格は喪失しません。この場合ディーラー報酬の受給権利は維持されます。但し、ディーラー報酬対象月の翌月の定期商品を再出荷する場合は、購入月の月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)3:00pmまでに、再出荷の注文をされ、且つ商品受領を完了された場合に限りま。
 - 定期購入(クレジットカード支払い)の場合**:クレジットカード決済ができなかった場合、その対象になる該当月の月末日3:00pm(土・日・祝日の場合は前営業日3:00pm)までに、定期購入にてベネシード社所定の手続き申請をし、商品を受け取らなければ、その該当月のディーラー報酬の受給資格を喪失します。また、クレジットカード決済後、ディーラー宛てに配達された定期商品を受領せず、ベネシード社へ返品となり、該当月の翌月15日3:00pm(土・日・祝日の場合は前営業日3:00pm)までに、必ず定期購入にてベネシード社所定の手続き申請をし、商品を受け取らなければ、その該当月のディーラー報酬の受給資格を喪失します。但し、期限までに注文をベネシード社が受け付けて、商品を受取完了していれば、ディーラー報酬の受給資格は喪失しません。この場合ディーラー報酬の受給権利は維持されます。但し、ディーラー報酬対象月の翌月の定期商品を再出荷する場合は、購入月の月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)3:00pmまでに、再出荷の注文をされ、且つ商品受領を完了された場合に限りま。
 - 定期購入(代引)の場合**:ディーラーが配達された定期商品を受領せず、ベネ

- シード社へ返品となり、該当月の翌月15日3:00pm(土・日・祝日の場合は前営業日3:00pm)までに、定期購入にてベネシード社所定の手続き申請をし、商品を受け取らなければ、その該当月のディーラー報酬の受給資格を喪失します。但し、期限までに注文をベネシード社が受け付けて、商品を受取完了していれば、ディーラー報酬の受給資格は喪失しません。この場合ディーラー報酬の受給権利は、維持されます。但し、ディーラー報酬対象月の翌月の定期商品を再出荷する場合は、購入月の月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)3:00pmまでに、再出荷の注文をされ、且つ商品受領を完了された場合に限りま。
- 単月購入の場合**:購入方法が定期購入でない場合、単月購入で毎月、商品を購入いただきましても、ディーラー報酬の受給資格はありません。
- Power Courseの場合**:ディーラーが配達された定期商品を受領せず、ベネシード社へ返品となり、該当月の翌月15日3:00pm(土・日・祝日の場合は前営業日3:00pm)までに、定期購入にてベネシード社所定の手続き申請をし、商品を受け取らなければ、その該当月のディーラー報酬の受給資格を喪失します。但し、期限までに再出荷の注文をベネシード社が受け付けて、商品を受取完了していれば、ディーラー報酬の受給資格は喪失しません。この場合ディーラー報酬の受給権利は、維持されます。但し、ディーラー報酬対象月の翌月の定期商品を再出荷する場合は、購入月の月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)3:00pmまでに、再出荷の注文をされ、且つ商品受領を完了された場合に限りま。商品一括受取を選択した場合、初回到12ヶ月分を受け取り、返品がなくディーラー資格を維持していれば、12ヶ月間ディーラー報酬の受給権利は維持されます。
- ベネシード社は、毎年ごとに、ディーラー報酬受給者に対し、一定以上のランクおよびステージ達成条件に加えて、上位ステージ達成ごとにベネシード社の承認またはベネシード社(幹部および担当部署)による面談を行う場合があり、それによりディーラーとしての貢献度を考慮の上、ディーラー報酬の報酬支払制限等(上限額の設定、その他支払いに関する条件等)を行うことができるものとします。ディーラーはその都度、詳細をベネシード社が別途規定するキャンペーン規約やステージ規約等で確認するものとします。

新規契約報酬(一定の利益) 受給資格

ディーラーが「新規契約報酬(本書面(21)1)F.参照)」を受給するためには、「A+ランク」もしくは「Aランク」を達成していることが必要です。具体的なランクの判定基準は次の通りです。

ディーラーランク

- ベネシード社は、ディーラーのディーラー報酬計算対象月におけるディーラーのA・B両マーケット全体で購入されたディーラー報酬対象商品(ポイント対象商品)の購入量、紹介実績、売上実績、およびディーラーとしての資質、品格、社会貢献活動に対する取り組み姿勢等を鑑み、各ディーラーに「ディーラーランク」を認定するものとします。
- ベネシード社はランクをストアの定期購入数、マーケットの規模を基準にディーラーへ付与します。

ランク	判定基準			ランク昇格
	定期購入数	その他条件		
A+ランク	9個以上	直接紹介ディーラー or 直接紹介ユーザー6社/名まで	アクティブディーラーステージ達成	翌月
Aランク	—	—	—	
Bランク	3個以上	—	—	即月(契約月含む)

※2018年1月1日時点の「アクティブディーラーステージ」の達成条件は、A・Bマーケット合計出荷個数が月間で50(個/箱/セット)以上を達成していること、さらに当該50個中に月間15個以上のメインストアがあること且つ、A・Bマーケットの少ない側のマーケットの出荷個数が月間で25(個/箱/セット)以上を達成していることとなります。(達成条件は、変更される場合があります。)

※上表中のランク、対象期間および上表の昇格条件、昇格時期等は社会情勢の変動、原材料の価格の変動、および関連法令の制定や改定により、一定期間ごとに新設ならびに変更する場合があります。ディーラーは最新情報を、ベネシード社ホームページにおいて随時確認するものとします。

※サブディーラーにはランクは付与されません。

※Aランクディーラーは、定期購入数とその他条件の両方を満たしていることが付与の条件となります。

※Aランクの判定は毎月末に行い、翌月には昇格、降格が決定します。(Bランクの昇格、降格は即月)

※ランク降格後、再チャレンジする場合は、再度全ての条件を達成する必要があるります。

※再契約(再登録)分は、定期購入数にカウントされません。

※2014年4月の契約ディーラー(ユーザー)は、定期購入数にカウントされません。

③付与されたランクは毎月ごとのディーラーの定期購入個数とマーケット内の

- ディーラー数により変動します。
- ベネシード社が実施するキャンペーンにおいても随時ランクの認定基準が変更される場合があります。本書面とキャンペーン規約の内容が異なる場合、キャンペーン規約が本書面に優先して適用されます。
 - 2014年6月度以降、累計で24ヶ月間以上においてAランクを達成したディーラーで、現在Aランクの達成条件を満たしていれば、「A+ランク」に昇格します。以降、Aランク条件を満たしていることで「A+ランク」は継続され「A+ランク」を維持している期間中は「A+ランク」特典が付与されます。

(21) ディーラー報酬(一定の利益)の種類

- ディーラー報酬の種類はA.「販売報酬」、B.「営業報酬」、C.「ワンダース報酬」、D.「ストアアカウントビジネス(SA)報酬1」、E.「ストアアカウントビジネス(SA)報酬2」、F.「新規契約報酬」がありその概要は次の通りです。
 - 販売報酬**:ディーラー自身のマーケットのディーラーおよびユーザーの定期商品の売上実績で獲得したレギュラーポイントと、ディーラー自身に発生したパーソナルポイントを毎月のチャレンジ期間(1日～月末)Aマーケット・Bマーケットそれぞれで合計し、合計ポイントの少ない側が、規定のポイントに達するごとに支払われるディーラー報酬です。詳細は(表A・B・C)をご参照ください。定期購入している直接紹介(ディーラー・ユーザー)数と販売報酬の1ヶ月あたりの上限金額は(表D)をご参照ください。但し、販売報酬の獲得条件は、次のすべての条件を満たすことが必要です。
 - ディーラー自身の「メインストア」が対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ディーラー自身の対象ストアが対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ディーラー自身の直接紹介ディーラーもしくは直接紹介ユーザーが1社/名以上、対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - 月間(1日～月末)に獲得したポイントの合計がAマーケット・Bマーケットの少ない側が、30,000ポイント以上を達成すること(50,000ポイント以降は、50,000ポイント単位で販売報酬が発生します。)

(表A)A・B両マーケットもしくは片側が50,000P/月末満の場合

規定ポイント	販売報酬金額	
30,000P	5,000円	

※「P」は「ポイント」

(表B)A・B両マーケットもしくは片側が50,000P/月以上250,000P/月末満の場合

規定ポイント	販売報酬金額	販売報酬累計金額
50,000P	7,500円	7,500円
100,000P	7,500円	15,000円
150,000P	7,500円	22,500円
200,000P	7,500円	30,000円

※「P」は「ポイント」

(表C)A・B両マーケットともに250,000P/月以上の場合

規定ポイント	販売報酬金額	販売報酬累計金額
250,000P	10,000円	50,000円
300,000P	10,000円	60,000円
350,000P	10,000円	70,000円
400,000P	10,000円	80,000円
450,000P	10,000円	90,000円
以上50,000Pごとに	+10,000円	+10,000円を加算

※「P」は「ポイント」

(表D)

直接紹介(ディーラー・ユーザー)数	販売報酬上限金額
1社/名	750,000円
2社/名	1,500,000円
3社/名以上	3,000,000円

B.営業報酬:ディーラー自身の直接紹介ディーラーの毎月のチャレンジ期間(1日～月末)の売上実績をAマーケット・Bマーケットそれぞれで合計し、合計ポイントの少ない側のポイントが規定ポイントを達成すると、紹介したディーラー自身に支払われるディーラー報酬です。直接紹介ディーラーが(表E)のポイントを達成した場合、営業報酬を紹介ディーラーにお支払いします。

- ディーラー自身の「サブストア」も対象となります。
 但し、営業報酬獲得条件は、次のすべての条件を満たすことが必要です。
- ①ディーラー自身の「メインストア」が対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ②ディーラー自身の対象ストアが対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ③ディーラー自身の直接紹介ディーラーもしくは直接紹介ユーザーが1社/名以上、対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ④ディーラー自身の直接紹介ディーラーが月間(1日～月末)に獲得したAマーケット・Bマーケットそれぞれで合計し、合計ポイントの少ない側のポイントが〈表E〉のポイントを達成していること。

〈表E〉

規定ポイント(A・Bマーケットの少ない側)	営業報酬金額
250,000P	12,500円
500,000P	25,000円
1,000,000P	50,000円
2,000,000P	100,000円
4,000,000P	200,000円
6,000,000P	300,000円
9,000,000P	450,000円

※「P」は「ポイント」

C.ワンダース報酬:毎月(1日～末日)の月間において、直接紹介ディーラー(ユーザー)が12社/名以上あり、且つそれらの直接紹介ディーラー(ユーザー)が、メインストアにてディーラー報酬計算対象月の定期商品を定期購入で購入していれば、12社/名ごとに1口の受給権利を獲得します。ワンダース報酬計算対象月の会社売上総ポイント(追加商品は除く。)の1%を1ポイント1円として権利獲得口数で比例分配し、支払われるディーラー報酬です。但し、ワンダース報酬の獲得条件は次のすべての条件を満たすことが必要です。

- ①ディーラー自身の「メインストア」が対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ②ディーラーの直接紹介ディーラー(ユーザー)12社/名以上が、対象月の定期商品を定期購入で購入していること。
 - ③直接紹介ディーラー(ユーザー)は2014年5月以降に契約したディーラーもしくは2014年12月以降に登録したユーザーであること。
- ※「直接紹介ディーラー(ユーザー)12社/名」は、メインストア・サブストアのいずれからの紹介でも対象となります。
- ※ディーラー自身の「サブストア」は「直接紹介ディーラーの12社/名」の対象外です。
- ※2014年12月以前登録のユーザーからディーラー契約への変更分は、対象外です。

D.ストアアカウントビジネス(SA)報酬1:ディーラー自身が毎月のチャレンジ期間(1日～月末)を3ヶ月連続で次の条件を達成した場合、達成月の会社売上総ポイント(追加商品は除く。)の1%を1ポイント1円として権利獲得ストア口数で比例分配し、支払われるディーラー報酬です。次の条件以上を維持することが必要です。

- ①ディーラー自身の「メインストア」が対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ②ディーラー自身の対象ストアが対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ③ディーラー自身の直接紹介ディーラーもしくは直接紹介ユーザーが1社/名以上、対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ④月間に獲得したAマーケット・Bマーケットのポイントの合計が〈表F〉のポイント以上を達成し、3ヶ月維持していること。

〈表F〉

A・Bマーケット合計ポイント	条件	権利口数
100万P以上	3ヶ月連続	1口
300万P以上	3ヶ月連続	3口
500万P以上	3ヶ月連続	5口

※「P」は「ポイント」

- ※少ない側のマーケットのポイントが各条件の30%以上必要です。
 ※追加商品のパーソナルポイントは含まれません。
 ※獲得できるストアは「メインストア」(SA000)および「サブストア」(SA001～SA999)のすべてのストアが対象です。
 ※100万ポイント以上の条件を維持できなかった場合、継続回数はリセッ

トされ、SA報酬1のお支払いは停止となり、再度チャレンジする必要があります。

E.ストアアカウントビジネス(SA)報酬2:ディーラー自身が毎月のチャレンジ期間(1日～月末)を3ヶ月連続で次の条件を達成した場合、達成月の会社売上総ポイント(追加商品は除く。)の1%を1ポイント1円として権利獲得ストア口数で比例分配し、支払われるディーラー報酬です。次の条件以上を維持することが必要です。

- ①ディーラー自身の「メインストア」が対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ②ディーラー自身の対象ストアが対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ③ディーラー自身の直接紹介ディーラーもしくは直接紹介ユーザーが1社/名以上、対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ④月間に獲得したAマーケット・Bマーケットのポイントの合計が〈表G〉のポイント以上を達成し、3ヶ月維持していること。

〈表G〉

A・Bマーケット合計ポイント	条件	権利口数
1,000万P以上	3ヶ月連続	1口
2,000万P以上	3ヶ月連続	2口
3,000万P以上	3ヶ月連続	3口
5,000万P以上	3ヶ月連続	5口

※「P」は「ポイント」

- ※少ない側のマーケットのポイントが各条件の30%以上必要です。
 ※追加商品のパーソナルポイントは含まれません。
 ※獲得できるストアは「メインストア」(SA000)および「サブストア」(SA001～SA999)のすべてのストアが対象です。
 ※1,000万ポイント以上の条件を維持できなかった場合、継続回数はリセッ

F.新規契約報酬:ディーラーがベネシード社から認定されたディーラーランク(本書面(20)参照)において、「A+ランク」または「Aランク」の場合に、直接紹介によって新規ディーラー契約または、新規ユーザー登録1社/名 成立ごとに支払われるディーラー報酬です。次の条件以上を維持することが必要です。

- ①ディーラー自身の「メインストア」が対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ②ディーラー自身の直接紹介ディーラーもしくは直接紹介ユーザーが1社/名以上、対象月と翌月の定期商品を定期購入で購入していること。
- ③ディーラー自身が、対象月と翌月において「A+ランク」または「Aランク」であること。
- ④新規直接紹介ディーラーまたは新規直接紹介ユーザーが、レギュラーコース(定期購入)もしくはPower Course(ユーザーはVIP Course)でディーラー契約を締結(ユーザーはユーザー登録)していること。

レギュラーコース(定期購入)	Power Course(VIP Course)	SA/Power Course(VIP Course)※1
1社/名につき3,000円	1社/名につき10,000円	1ストアにつき5,000円

※1 直接紹介したディーラー・ユーザーが、同月内に「SA」のPower Course(ユーザーはVIP Course)を申し込みした場合に限ります。

- 2) 各ディーラー報酬の支払日は、次の通りとします。

A	販売報酬	月末締の翌々月10日
B	営業報酬	月末締の翌々月10日
C	ワンダース報酬	条件達成月の翌々月10日
D	ストアアカウントビジネス(SA)報酬1	条件達成月の翌々月10日
E	ストアアカウントビジネス(SA)報酬2	条件達成月の翌々月10日
F	新規契約報酬	月末締の翌々月10日

※支払日が土・日・祝日の場合は翌営業日のお支払いとなります。

(22)ディーラー報酬受給口座(登録口座)へのディーラー報酬のお支払い

ベネシード社からディーラーへのディーラー報酬のお支払いは、ディーラーの「メインストア」および「サブストア」ごとのディーラー報酬お支払金額を合計して、ディーラーのディーラー報酬受給口座(登録口座)に振り込みにてお支払いいたします。なお、振込手数料はディーラー負担とし、一律800円(税込)をディーラーへのお支払いディーラー報酬から相殺させていただきます。

(23)ディーラー報酬の原資総額

ディーラー報酬の原資総額は、ベネシード社のディーラー報酬算定の基礎となるディーラー報酬ごとに定められた対象商品の期間中の売上総ポイント数を1ポイント1円で計算し、支払対象売上金額を決定したうえで、その60%を上回らない範囲内で、ベネシード社が決定します。なお、ディーラーへのディーラー報酬支払総見込額がディーラー報酬ごとに定められた対象商品の計算対象月の売上総額の60%を上回る場合、ベネシード社は特別調整を行います。特別調整が行われた場合、ディーラーに支払われるディーラー報酬金額は減少する場合があります。ディーラーは予めそのことを了承するものとします(各ディーラー報酬ごとの算定方法は各ディーラー報酬についての説明、本書面(21)をご参照ください。)。なお、ベネシード社は年度末決算時に調整のため、これらの毎月ごとの特別調整を含めた報酬支払総額の再計算を行い、既徴収済み特別調整をディーラーに一部もしくは全額を返還することがあります。

(24)ベネシード社に対する支払義務・ディーラー報酬調整金

ディーラー報酬調整金には、ベネシード社において、過払いとなったディーラー報酬を調整するもののほか、主として次のものがあります。

- 1) 「登録口座」にディーラー報酬のお支払いができなかった場合、当該ディーラーにベネシード社に対する800円のディーラー報酬調整金が発生します。
- 2) ディーラーおよびユーザーの商品購入に必要な金員の口座振替ができなかった場合、当該ディーラーに800円のディーラー報酬調整金が発生いたします。
- 3) ディーラーが販促品としてマーケットチャートを注文された場合、当該ディーラーにその料金精算のディーラー報酬調整金が発生します。
- 4) 新規ディーラーまたはユーザーが初回商品を返品した場合、返品されたディーラーの紹介ディーラーまたはユーザーの紹介ディーラーに2,000円のディーラー報酬調整金が発生します。
- 5) 前項4)の新規ディーラーまたはユーザーが初回商品を返品し、且つ「契約申込の撤回(自動解約も含む。）」、「クーリング・オフ」が適用された場合、当該ディーラーの紹介ディーラーまたはユーザーの紹介ディーラーにさらに2,000円のディーラー報酬調整金が発生します。
- 6) ディーラーまたはユーザーが定期商品を返品した場合、返品したディーラーとその紹介ディーラーに、それぞれ500円のディーラー報酬調整金が発生します。
- 7) ディーラーまたはユーザーが再出荷商品を返品した場合、返品したディーラーおよび紹介ディーラーに、それぞれ1,000円のディーラー報酬調整金が発生します(ユーザーが返品した場合は、ユーザーの紹介ディーラーのみが発生します。)
- 8) ディーラーが追加商品・販促品を返品した場合、当該ディーラーに1梱包につき2,000円のディーラー報酬調整金が発生します。
- 9) ディーラー自身、もしくは直接紹介したユーザーが何らかの事由で商品を受け取れず再出荷の依頼をした場合、そのディーラー自身もしくはそのユーザーの紹介ディーラーに再出荷にかかる出荷事務手数料として1,000円(税込)のディーラー報酬調整金が発生します。
- 10) ディーラーは、ディーラー契約における次年度の契約更新に際して必要となる「ディーラーランク」ごとに設定された年次更新料が、契約満了月の10日にディーラー自身にディーラー報酬調整金として発生します。
- 11) 直接紹介ディーラーに支払義務が残ったまま契約の解除がなされた場合、そのディーラー報酬調整金は紹介ディーラーに継続して発生します。
- 12) 直接紹介ディーラーのディーラー報酬調整金発生後3ヶ月を経過しても、直接紹介ディーラーのディーラー報酬より調整できない場合、その調整金はディーラーの上位ディーラーに継続して発生します。
- 13) ディーラーへのディーラー報酬支払後に、何らかの事由によりディーラー報酬算定の基礎となった商品が返品になった場合、当該商品にかかわるディーラー報酬は次回に当該ディーラーに支払われるディーラー報酬で調整します。また、当該ディーラーに付与されるべきポイントにて調整を行う場合があります。
- 14) 既にディーラー報酬が支払われた契約において、返品やキャンセル等が発生した場合に伴うディーラー報酬や各種手数料等の取り扱いについては、以降の支払分より当該支払分を差し引きます。また、ディーラー報酬が発生しない場合、後日請求させていただきます。
- 15) ディーラーへのディーラー報酬支払額がベネシード社の健全な経営に支障をおよぼす場合には、ベネシード社は相当額の特別調整を行うことがあります。
- 16) ディーラー業務を行うに際して、ディーラーが本書面を遵守しない方法により勧誘を行いベネシード社に与えた損害について、相当額の特別調整を行う場合があります。
- 17) ディーラーおよびユーザーの商品購入に必要な金員のクレジットカード決済ができなかった場合、当該ディーラー(1ストアごと)に800円のディーラー報酬調整金が発生いたします。

(25)ユーザー(愛用者)のディーラー業務の禁止

- 1) ベネシード社の商品の愛用者であるユーザーは、アクティブディーラーシップによるディーラー業務を行うことができません。
- 2) ベネシード社のユーザーは、アクティブディーラーシップによるディーラー業務を行うことができませんが、ベネシード社が定める法人もしくは個人事業主の契約資格となる要件を満たし、新たにディーラー契約を締結することによりディーラー資格を得たうえで、登録後の一定期間内はユーザー登録時の「ユーザーストア」をそのまま「ディーラーメインストア」および「サブストア」として、継続的に保持することが可能となり、ディーラー業務を行うことができます。
- 3) ユーザーは、ディーラー契約申請時に自身の「メインストア」と「サブストア」を入れ替えて申請することはできません。
- 4) ユーザー登録された方が、ディーラーとしてディーラー業務への契約変更を希望される場合には、一定期間中、ユーザーが返品することなく商品購入の履歴があれば、いつでもベネシード社へ申請することで、ディーラー契約の条件を満たし、ベネシード社の審査・承認を経ることによりユーザーのストアをそのままにディーラーとして再契約することができます。但し、この場合必ず再契約を希望されるユーザーは通常のディーラー契約と同様の必要書類を提出のうえ、ベネシード社所定の手続きを経て、ベネシード社が契約承認した日よりディーラーとなります。
- 5) ディーラー契約からユーザー登録への変更はできません。

(26)ディーラー業務遵守事項

ディーラーが、ベネシード社のディーラー業務のうちディーラー契約およびユーザー登録の勧誘行為を行うにあたっては、次の事項を必ず遵守してください。遵守しない場合、ディーラー資格の抹消等の厳しい処分の対象となり、さらに、ベネシード社が被った損害(上位ディーラーへ支払ったディーラー報酬の支払済分等を含みます。)を賠償請求させていただく場合があります。また、ディーラーがディーラー業務を行うにあたって次の事項を遵守しない場合は、「医薬品医療機器等法」「特定商取引に関する法律」、その他の関連法令等によって処罰されることがあります。厳重に注意してください。

1) 勧誘時の義務

- ① 勧誘を行うにあたって、「ディーラー名(法人においては商号、個人事業主においては屋号)」、「ベネシード社のディーラーであること」、「販売しようとする商品」、「ディーラー契約もしくはユーザー登録をお勧めすること」をはっきりと教えてください。
- ② ディーラー契約勧誘時は、相手方のビジネス活動の参加意思の有無にかかわらず、先ず最新の「ストアディーラー契約のご案内」に紹介ディーラーが、紹介ディーラー記入欄にディーラー名、所在地、ディーラーコード、電話番号のすべてを記入したうえ、相手方に交付しその内容を説明しなければなりません。
- ③ ディーラーは健康補助食品、清涼飲料水、食品および日常生活用品等である商品については医学的な主張をしてはなりません。また、薬効や効果効能をうたってはなりません。
- ④ ディーラーへの契約の勧誘を行う場合には、「契約申込の撤回の説明」、「一定の負担」、「一定の利益」については、契約内容に基づいて明確に説明しなければなりません。
- ⑤ 安易に収入が得られる等の表現、または利益が生じることが確実であると誤解される断定的な判断を提供して勧誘を行ってはなりません。
- ⑥ ユーザー登録の勧誘を行う場合であっても、「申し込み内容を明らかにした書面」(初回商品発注書に添付)の交付が義務づけられており、訪問販売等に関する申し込みの取り消し規定等を十分に説明しなければなりません。

2) 勧誘時の禁止事項

- ディーラーはディーラー業務の際に、次のことを決して行ってはなりません。
- ① ディーラーである法人の代表者もしくは個人事業主が、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等の制限行為能力者、精神保健福祉法に基づく入院の措置を受けたことのある方、学生、活動が十分でない精神疾患患者、暴力団関係者等反社会的勢力等に対して勧誘を行うこと。
 - ② 健康補助食品、清涼飲料水、食品および日常生活用品等である商品の薬効や効果効能をうたうこと。

3) その他の禁止事項

- ディーラーは次のことを行わないように細心の注意を払うことが必要です。
- ① 迷惑を覚えさせるような方法で勧誘を行うこと。
 - ② 一度勧誘を断った相手に対して、再度勧誘を行うこと。
 - ③ ベネシード社のディーラー業務を利用して、報酬システムとして認められない事項をディーラーが自己の裁量で取引の相手方に口頭や書面その他の手段で約束すること。
 - ④ ベネシード社の発行する書面の内容を改ざんすること。
 - ⑤ ディーラーがディーラー組織の中に特定派閥をつくり、互いの利害関係を損ねたり、誹謗中傷したりすること。

- ⑥ベネシード社のディーラー業務を利用して、ベネシード社から支給されるディーラー報酬以外に、紹介料等の名目を問わず不当な利益を相手方より得ること。
- ⑦契約に基づく債務、またはその解除によって生じる債務の全部、または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
- ⑧ベネシード社および他のディーラー、ユーザーおよびカスタマーに対して損害をおよぼすこと。
- ⑨ベネシード社におけるディーラー業務の場を利用して、他のディーラーに対してベネシード社とは関係のない活動(政治活動、宗教活動、クロスリクルート、他社への引き抜き行為、他社のビジネス活動、情報提供、名刺交換等)を行うこと。
- ⑩「医薬品医療機器等法」、「特定商取引に関する法律」、その他関連法令(都道府県や市町村が定める「条例」を含みますのでご注意ください。),「ディーラー基本契約書」および最新の「ディーラーマニュアル」、最新の「ディーラー規約」に違反すること、または犯罪など社会秩序に反する行為を行うこと。
- ⑪商品購入、ディーラー契約、これにかわる契約締結の勧誘を行う際に、「名義貸し」、「消費者金融等からの借入の教唆」等、不正な行為を促すこと。
- ⑫ベネシード社が提供する宣伝・広告物(インターネット・パンフレット・チラシ等一切の広告、販促物を含む。)以外のベネシード社が未承認の営業ツールを使用して勧誘活動を行うこと。
- ⑬ベネシード社と類似した営業活動を行う会社、ベネシード社と類似した商品を抱うベネシード社以外の会社、個人または団体の従業員、役員となること。また営業活動や収入を得ることを前提として、前述の会員になること。
- ⑭ベネシード社の社名、商標、ロゴマーク等を無断で用いること。ベネシード社の商標、ロゴマークなどにつき、ベネシード社と権利を争うこと。
- ⑮ベネシード社に迷惑となるような行為を行うこと。また、ベネシード社を誹謗、中傷、侮辱し、その他ベネシード社の信用を著しく損なう行為を行うこと。
- ⑯ベネシード社の事前の書面による許可なく、インターネット(ベネシード社およびベネシード社商品のブランドイメージを毀損する可能性のある、または商品の使用方法を説明していない可能性のある通信販売およびネットオークション等を含む。)等で商品を宣伝販売し、ディーラーを募集すること。
- ⑰ベネシード社やディーラーの商号や屋号等以外の企業名やグループ名を用いて勧誘を行うこと。
- ⑱ベネシード社以外の企業やグループに迷惑をかけること。
- ⑲ベネシード社が指定する社会貢献活動以外の社会貢献活動において、ベネシード社の名称を用いたり、ベネシード社のディーラーであることを表示すること。
- ⑳ベネシード社の事前の書面による許可なく、ベネシード社の名称を用いて、イベント等の会場を予約すること。
- ㉑マーケットチャートに記載されたディーラー自身以外の個人情報や、第三者に漏えいすること(解約後であっても同様とする。)
- ㉒申込者本人となるディーラーもしくはユーザーの同意の有無にかかわらず、紹介ディーラー、その他第三者が「初回商品発注書」「ストアアカウント(SA)初回商品発注書」の自署欄に代筆行為を行うこと。
- ㉓ディーラーの行うディーラー業務において、ディーラーが再販売・転売を行い、ディーラーの故意または重大な過失が存在する場合や、ベネシード社が加入する賠償保険等で損害の補填が不可能であり、その結果ベネシード社がそのことにより損害を被った場合、またベネシード社に対して行った違法行為等により、ベネシード社に対して売上等を含むすべての損害(直接、間接を問わず。)を与えたとき、ディーラーはその一切の損害賠償の責任を負うものとします。
- ㉔ベネシード社の契約はすべて国内法に準拠し、商品は国内販売専用で製造されているため、ベネシード社は海外において商品の保証ができません。よってディーラーは原則として商品を販売目的で海外に輸出しないものとします。ディーラーが商品を販売目的で海外に輸出する場合は、輸出内容の詳細等を記載した書面を提出のうえ、ベネシード社の事前の書面による承諾が必要となります。
- ㉕ディーラーは、ベネシード社主催や各上位ディーラー主催の勉強会や説明会等において配布された重要と認識される資料および資料に記載された情報に関して、適切な管理を行い、資料等の利用に関して細心の注意を払うものとします。また、不特定多数の第三者に対して資料の開示または情報の漏えいを行ってはなりません。

4) Webサービス利用規約遵守義務

- ①ディーラー契約時、ベネシード社より発行する「ID」「パスワード」にて、Webサービスを利用する際は、「Webサービス利用規約」を遵守しなければなりません。
- ②Webサービス内の情報を常に確認し、ベネシード社の最新情報を収集しなければなりません。
- ③Webサービスにおける有料サービスの未納があった場合、利用ができません。

5) ディーラーホームページ支援サービスの利用時における注意事項

- ①ベネシード社が有料で提供するディーラーホームページ支援サービスを利用する場合、カスタマイズできる範囲を逸脱して、無断で加工・変更してはなりません。
- ②ディーラーホームページ支援サービスは、ディーラーや商品の紹介のみを

- 行い、Webサイト画面からの直接受注はできません。
- ③ディーラーホームページ支援サービスの利用は有料であり、未納があった場合、利用ができません。

(27) ベネシード社によるディーラー資格の停止および契約の解除

■ ベネシード社によるディーラー資格の停止

ベネシード社は、次の場合、ディーラーに対して当該ディーラーを資格停止扱いとするとともに、ディーラーに支払われるべき既発生 of ディーラー報酬やその他一切の一定の利益について、何らの通知・協議を経由することなく、それらの支払・提供を当然に留保することができます。なお、この場合であっても、当該ディーラーは、留保期間にかかる利息・損害金等の請求をすることはできず、その他、ベネシード社の措置に一切の異議を唱えないものとします。

①ディーラーのディーラー資格に疑義が発生した場合には、ベネシード社にて調査判断して疑義が解消されるか疑義が事実と判明して契約の解除がなされるまでの間、ベネシード社は、当該ディーラー資格を停止させる場合があります。この場合において、疑義が解消された場合には、当該ディーラーは停止の時点にさかのぼってディーラー資格が停止されなかったものとして取り扱われます。

②ディーラーの代表者が、正当な理由なく「ディーラー基本契約書」送付時が契約締結月の翌月末までにベネシード社指定の「身分証明書の写し」をベネシード社宛てに提出されない場合、提出いただくまでの期間の注文商品の出荷およびディーラー報酬の支払停止を行います。但し、お届け日によっては、商品が出荷される場合があります。なお、ベネシード社は一定期間の催告のち、提出なき場合は、ベネシード社はディーラーとの信用性に疑義が生じるものと判断し、ディーラーとの契約を一方的に解除することがあります。

③契約満了月の月末までに年次更新料の入金を確認できなかった場合、契約は一旦留保となり、翌月以降の商品の出荷およびディーラー報酬の支払いが停止します。但し、お届け日によっては、商品が出荷される場合があります。契約満了後、3ヶ月を過ぎ、更新料の支払いがない場合は、契約満了月の月末に遡及してディーラーとの契約の更新は行われません。ディーラーは、新しい契約期間に発生した受取済のディーラー報酬の返還義務を負います。

(28) 社会貢献活動

ディーラーは、社会貢献活動に参加することができます。また、ディーラーが希望する場合には、寄付行為などの経済的な社会貢献活動を行うことができます。ベネシード社の製品代金の一部は、社会貢献活動に活用されます。

(29) ディーラー資格の一身専属性・事業継承および相続

■ 一身専属性

- 1) ディーラー資格は、当該ディーラーに一身専属的なものであり、第三者に対して譲渡することはできません。
- 2) ディーラー資格から発生する権利の全部もしくは一部を、ベネシード社の書面による承諾なくして第三者に譲渡することはできません。とりわけディーラーがディーラー報酬を受給する権利は、その金額が確定しているか否かにかかわらず第三者に譲渡したり担保に供することはできません。

■ 事業継承および相続

- 1) 法人ディーラーの事業継承は認められません。
- 2) 個人事業主が死亡した場合であっても、相続や遺贈によるディーラー資格も含む本契約上の地位の継承は認められません。但し、上記該個人事業主の死亡日より90日以内に申し出があった当該個人事業主の一親等以内の一名の親族に限り、次の各項の要件をすべて満たす場合、またはベネシード社が特に認めた場合において、ベネシード社は、ベネシード社所定の手続きを経て、ベネシード社の裁量で当該個人事業主の地位の継承を認め、当該ディーラーの有した「メインストア」および「サブストア」の全部または一部の継承を当該親族に認めることができます。なお、この地位継承に関しては、当該個人事業主の権利では一切なく、あくまでベネシード社の排他的な裁量で定まるものであり、この点については、当該個人事業主および当該親族は予め承諾し、一切異議を唱えないものとします。
- ①当該親族が、当該個人事業主の生前のディーラー業務を十分に補助していたとベネシード社が認めること。
- ②当該親族が、「ディーラー基本契約書」、本書面およびディーラー業務遵守事項の遵守を文書にて誓約すること。
- ③死亡した当該個人事業主の相続人の中で遺産分割協議が終了するなど、相続人の中で相続に関する紛議が一切存在しないとベネシード社が認めること。
- ④個人事業主による生前に公正証書等の遺言状の作成が完了している場合や相続手続きを完了したうえでの相続人からの申請であること。

3) 当該個人事業主死亡後にベネシード社から支払われていたディーラー報酬があるときには、当該個人事業主の相続人は、当該個人事業主死亡後にベネシード社から支払われたディーラー報酬相当額をベネシード社に返還する義務を負います。但し、この規定によって遺族への継承が認められた場合には、返還におよびません。なお、ベネシード社は、本書面の規定にかかわらず、死亡した当該ディーラーの相続人の状況等を総合的に判断し、ベネシード社の排他的な裁量でディーラー資格の継承を認める場合があります。

■ 法人ディーラーの代表者・株主構成の変更の場合の報告義務

- 1) 法人ディーラーは、当該ディーラーの代表者が交代した場合には直ちに、その旨をベネシード社に対して報告する義務を負います。
- 2) 法人ディーラーは、当該法人ディーラーの株主または社員(持分会社の社員をいいます。以下、株主または社員を「株主等」といいます。)の構成(当該法人ディーラーの株主等に会社が含まれる場合には、その会社の株主等の構成も含みます。)に変動が生じた場合には直ちに、その旨をベネシード社に対して報告する義務を負います。ベネシード社は、新たに株主等となった者(当該法人ディーラーの株主等に会社が含まれる場合には、その会社の株主等を含みます。)について当該法人ディーラーに対して別途報告を求めることがあり、その場合、当該法人ディーラーは、速やかに報告する義務を負います。

■ 前条の場合のディーラー資格喪失

- 1) 法人ディーラーは、当該法人ディーラーの代表者が交代した場合、または株主等の構成(当該法人ディーラーの株主等に会社が含まれる場合には、その会社の株主等の構成も含みます。)に変動が生じた場合には、ディーラー資格を喪失するものとし、法人ディーラーはこれについて予め承諾し、一切異議を唱えないものとします。但し、当該法人ディーラーの株主等の構成(当該法人ディーラーの株主等に会社が含まれる場合には、その会社の株主等の構成も含みます。)に実質的な変更がなく、当該法人ディーラーの今後のディーラー業務が従来通り行われることが十分に期待できるなど、ベネシード社が適当と認める場合には、ベネシード社は、ベネシード社所定の手続きを経てベネシード社の裁量で当該法人ディーラーの地位の存続を認め、当該法人が有していたストアの全部または一部の存続を認めることができます。なお、この地位存続に関しては、法人ディーラーの権利では一切なく、あくまでベネシード社の排他的な裁量で定まるものであり、この点については、法人ディーラーは予め承諾し、一切異議を唱えないものとします。
- 2) 法人の代表者変更または株主等の構成変更によりディーラー資格を喪失した後にベネシード社から支払われていたディーラー報酬があるときには、当該法人は、当該法人の代表者変更または、株主等の構成変更後にベネシード社から支払われたディーラー報酬相当額をベネシード社に返還する義務を負います。但し、この規定によって法人ディーラーの地位の存続が認められた場合には、返還にはおよびません。

(30) ディーラー(ユーザー)規約等の改定と改定の通知

■ 商品の内容、価格、販売プランおよびディーラー(ユーザー)規約等の変更

- 1) ベネシード社は、社会情勢の変動、原材料の価格の変動、および関連法令の制定や改定により、商品内容(内容量、仕様、デザイン等)、商品価格(各種優待品およびその他の商品を含む。)、ディーラー契約手数料、ディーラー管理費、出荷事務手数料等の価格、構成、販売プラン、報酬の種類、報酬名、ディーラーランク等およびディーラー規約やすべての書面、その他用語等について、ディーラーおよびユーザーに予告することなく、新設ならびに変更する場合があります。ディーラーおよびユーザーは、そのことに一切異議を唱えないものとします。
- 2) ディーラー規約の改定とは別に、ベネシード社が実施するキャンペーンにおいて、ディーラー規約とキャンペーン規約の内容が異なる場合、キャンペーン規約がディーラー規約に優先して適用されます。

■ 改定の通知

ベネシード社は、規約等の改定を行った場合には、速やかに、ベネシード社ホームページ(Webサービス)にて、改定を通知するとともに、ディーラーに対して書面による通知を行います。この通知は、ホームページ(Webサービス)等でディーラー自身が入手できるものとし、あるいは定期的にディーラーに対して送付する書面に記載することで代えることができます。

(31) ディーラーの資格審査・違反に対する処分

■ 1) ディーラーの資格審査・処分

1. ベネシード社は、ベネシード社内にディーラー資格審査委員会を設置し、ディーラーの資格審査および処分を行わせませす。本書面に定めのないディーラー資格審査委員会の細則については、別途ディーラー資格審査委員会規定にて定めるものとします。

2. ディーラー資格審査委員会は、ディーラーになろうとする者およびディーラーのディーラー資格の有無につき疑義があると思料したときは、当該ディーラーになろうとする者またはディーラーに対して、弁解書および資料の提出を求めることができます。
3. ディーラー資格審査委員会は、ディーラーに契約違反および規約違反の程度に応じ、次に掲げる処分を行うことができます。ディーラー資格審査委員会が必要と判断した場合には、次に掲げる複数の処分を科することができます。
 - ①ディーラー契約の解除およびディーラー資格の即時抹消
 - ②半年以内の期限を定めたディーラー資格の休止
 - ③直近3ヶ月以内でベネシード社の定めた期間に相当する、ディーラー報酬の全部または一部の支払停止および既払いディーラー報酬の返還
 - ④半年以内の期限を定めたディーラー業務の禁止
 - ⑤注意・戒告
4. ディーラー資格審査委員会は、ディーラーが社会的弱者である立場の個人事業主やユーザーへの違法な勧誘行為を認めた場合は、一般の処分より加重的な懲戒・罰則規定を科すものとします。
5. ディーラー資格審査委員会は、行政機関等からベネシード社に寄せられた苦情、報告が紹介ディーラーおよびその上位ディーラーの重大な過失に起因する場合は、一般の処分より加重的な懲戒・罰則規定を科すものとします。
6. ディーラー資格審査委員会は、ディーラーに違反行為があると思料した場合には、当該ディーラーに対して、弁解書や資料の提出を求めることができます。
7. ディーラー資格審査委員会は、ディーラーが違反の事実を認めた場合には、当該ディーラーの違反の程度に応じて、処分を行うことができます。前項の処分が行われた場合には、ディーラー資格審査委員会は、処分の内容および処分の理由を記載した書面(以下「処分通知書」といいます。)をディーラーの「メインストア」の「商品お届け先」宛てに、発送します。処分の効力は、発送時に生じるものとします。
8. ベネシード社は、被処分ディーラーの社名もしくは屋号、代表者氏名、ディーラーコードおよび処分の内容につき、ベネシード社公式ホームページなどにおいて公表することがあり、ディーラーは予め異議なく了承するものとします。

■ 2) 被処分ディーラーの異議申し立て

1. ディーラー資格審査委員会によって処分されたディーラーは、処分通知書に記載された処分の日付の次の日から起算して14日以内に限り、書面をもって、ディーラー資格審査委員会に対して異議申し立てをすることができます。但し、この場合においても処分の効力は停止されません。
2. 前項1.の場合において処分されたディーラーは、異議申し立てをする旨を記入した書面の他に、異議申し立ての理由を具体的に記入した書面を同時にディーラー資格審査委員会に宛てて提出しなければなりません。
3. 前項2.の書面がディーラー資格審査委員会に到着してから相当の合理的期間内に、ディーラー資格審査委員会は当該処分の妥当性につき再審査を行います。その際、ディーラー資格審査委員会は、必要と認めるときは当該ディーラーに対して追加資料の提出を求めるほか、当該ディーラーにベネシード社本社への出頭を依頼し、口頭にて弁解を聴取することができます。
4. 再審査の結果、処分が不当であるとの結論になった場合には、当該処分はさかのぼって存在しなかったこととなります。ディーラー報酬の全部または一部の支払停止および既払いディーラー報酬については清算を行います。

(32) ディーラー個人情報の取り扱いと利用目的

■ 1) ディーラー個人情報の取り扱い

ディーラー個人情報の取扱いは、個人情報保護法に基づきディーラーのディーラーコード・社名・屋号・契約ディーラー名・代表者名・ご登録住所・商品お届け先・ご登録電話番号・商品お届け先電話番号・購入履歴・その他の個人情報(以下「ディーラー情報」といいます。)の取り扱いについてベネシード社は、個人情報保護法を厳守します。ディーラーやユーザーおよび一般の方々に対して、アクティブディーラーシップを推進進めるために、ボランティア活動およびイベントなどで撮影した映像を、記録映像、広報誌、イベント展示用パネルなどで、該当するディーラーやユーザーおよび一般の方々に、郵送、放映、展示にて提供しております。これらは業務遂行上必須であり、ディーラーおよびユーザーは予めそのことを了承するものとします。契約後にそれらの利用または提供に了解をいただけない場合もしくは拒否される場合、ベネシード社は解約の手続き方法をご案内いたします。また、個人情報開示については、契約後初回商品とともに「ご契約内容確認書」をお送りしています。申請された内容と相違がある場合、ベネシード社は直ちに訂正いたします。再度開示を要求される場合は、「ご契約内容確認書」を再発行(有料)します。ディーラーは、ディーラー契約を行うことにより次の場合に、ディーラー情報が第三者へ開示されることについて同意したものとします。

2018年2月版

ブチド-9、ヒトオリゴペプチド-13、イノシン酸2Na、グアニル酸2Na、アルギニン、グルタミン酸、ロイシン、リシンHCl、ヒスチジンHCl、セリン、バリン、トレオニン、インロイシン、フェニルアラニン、プロリン、サクシノイルアテロコラーゲン、加水分解コラーゲン、加水分解エラスチン、チロシン、レシチン、テトラヘキシルデカン酸アスコルビル、アスコルビン酸、ヒアルロン酸Na、アラントイン、アスパラギン酸Na、アラニン、グリシン、タウリン、デキストリン、リンゴ酸、ヒドロキシエチルセルロース、塩化Na、クエン酸、クエン酸Na、PEG-32、PPG-6デシルテトラデセス-30、カルボマー、キサンタンガム、リン酸Na、水酸化K、ペンテト酸5Na、フェノキシエタノール●内容量/80mL
●「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ／フェイシャル ローション セット」の購入単位は1セット(フェイシャル ウォッシュ・フェイシャル ローション各1個)となります。●希望小売価格/16,740円(税込)●ディーラー販売価格/13,000円(税込・送料込)※ローションのみ専用容器は別売りとなります。

「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ 2個セット」
●製品名/グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ●種類/化粧品(洗顔料)●全成分/水、グリセリン、ミリスチン酸、ステアリン酸、BG、水酸化K、ラウリン酸、ジステアリン酸PEG-150、ステアリン酸グリセリル(SE)、パルミチン酸、コカミドプロピルベタイン、ココイルメチルタウリンNa、ベンチレングリコール、ペボカボチャ胎座エキス、(カザクスタニア/クレイベロミセス/乳酸桿菌)/脱脂乳発酵液、(バチルス/乳酸桿菌/サッカロミセス)/コメヌカ発酵液、サトザクラ花エキス、ダイズ種子エキス、リンゴ果実培養細胞エキス、カミツレ花エキス、ハイブリッドローズ花エキス、シャクヤク根エキス、ニンジン根エキス、ノバラ油、ダイズ油、ヒトオリゴペプチド-1、ヒトオリゴペプチド-9、ヒトオリゴペプチド-13、アルギニン、グルタミン酸、ロイシン、リシンHCl、ヒスチジンHCl、セリン、バリン、トレオニン、インロイシン、フェニルアラニン、プロリン、レシチン、イノシン酸2Na、グアニル酸2Na、加水分解エラスチン、サクシノイルアテロコラーゲン、チロシン、テトラヘキシルデカン酸アスコルビル、アスコルビン酸、ヒアルロン酸Na、アラントイン、アスパラギン酸Na、アラニン、グリシン、タウリン、デキストリン、リンゴ酸、ポリクオタニウム-39、ポリクオタニウム-7、キサンタンガム、リン酸Na、ペンテト酸5Na、塩化Na、フェノキシエタノール●内容量/70g
●「グレーヌ・ポー フェイシャル ウォッシュ 2個セット」の購入単位は1セット(フェイシャル ウォッシュ2個)となります。●希望小売価格/15,120円(税込)●ディーラー販売価格/13,000円(税込・送料込)

「グレーヌ・ポー フェイシャル ローション 2個セット」
●製品名/グレーヌ・ポー フェイシャル ローション「エコレフィル(付け替え用)」
●種類/化粧品(化粧水)●全成分/水、グリセリン、BG、ジグリセリン、ペボカボチャ胎座エキス、乳酸桿菌、(バチルス/乳酸桿菌/サッカロミセス)/コメヌカ発酵液、サトザクラ花エキス、ダイズ種子エキス、リンゴ果実培養細胞エキス、カミツレ花エキス、ハイブリッドローズ花エキス、シャクヤク根エキス、ノバラ油、グリコシルトレハロース、加水分解水添デンプン、ヒトオリゴペプチド-1、ヒトオリゴペプチド-9、ヒトオリゴペプチド-13、イノシン酸2Na、グアニル酸2Na、アルギニン、グルタミン酸、ロイシン、リシンHCl、ヒスチジンHCl、セリン、バリン、トレオニン、インロイシン、フェニルアラニン、プロリン、サクシノイルアテロコラーゲン、加水分解コラーゲン、加水分解エラスチン、チロシン、レシチン、テトラヘキシルデカン酸アスコルビル、アスコルビン酸、ヒアルロン酸Na、アラントイン、アスパラギン酸Na、アラニン、グリシン、タウリン、デキストリン、リンゴ酸、ヒドロキシエチルセルロース、塩化Na、クエン酸、クエン酸Na、PEG-32、PPG-6デシルテトラデセス-30、カルボマー、キサンタンガム、リン酸Na、水酸化K、ペンテト酸5Na、フェノキシエタノール●内容量/80mL
●「グレーヌ・ポー フェイシャル ローション 2個セット」の購入単位は1セット(フェイシャル ローション2個)となります。●希望小売価格/18,360円(税込)●ディーラー販売価格/13,000円(税込・送料込)※専用容器は別売りとなります。

「グレーヌ・ポー モイスチュア ゲル」
●製品名/グレーヌ・ポー モイスチュア ゲル「エコレフィル(付け替え用)」●種類/化粧品(ゲル状保湿美容液)●全成分/水、BG、グリセリン、ベンチレングリコール、ペボカボチャ胎座エキス、乳酸桿菌、(バチルス/乳酸桿菌/サッカロミセス)/コメヌカ発酵液、ヒアルロン酸Na、加水分解コラーゲン、加水分解エラスチン、ノバラ油、スフィンゴモナスエキス、サトザクラ花エキス、リンゴ果実培養

細胞エキス、シャクヤク根エキス、マロニエエキス、カミツレ花エキス、ザクロ果皮エキス、プエラリアミリフィカ根エキス、ホオノキ樹皮エキス、ダイズ種子エキス、ヒトオリゴペプチド-1、ヒトオリゴペプチド-13、ヒトオリゴペプチド-9、リンゴ酸、レシチン、ビタミンA油、(アスコルビル/トコフェリル)リン酸K、アスコルビン酸、トコフェロール、 α -アルブチン、アルギニン、セリン、バリン、インロイシン、トレオニン、プロリン、ヒスチジン、フェニルアラニン、グリシン、アラニン、グルコシルヘスペリジン、シスチン、チアミンHCl、チロシン、テトラヘキシルデカン酸アスコルビル、ヒドロキシプロリン、ピリドキシンHCl、リジンHCl、ロイシン、海塩、リン酸Na、PCA-Na、乳酸Na、塩化Na、アスパラギン酸、アスパラギン酸Mg、グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅、シリカ、デキストリン、酪酸コレステリル、酪酸ジヒドロコレステリル、オレイン酸フィトステリル、オレイン酸ジヒドロコレステリル、ノナン酸コレステリル、EDTA-2Na、PCA、ジメチコン、(HDI/トリメチロールヘキシルラクトン)クロスポリマー、キサンタンガム、カルボマー、フェノキシエタノール●内容量/30g
●「グレーヌ・ポー モイスチュア ゲル」の購入単位は1個となります。●希望小売価格/16,200円(税込)●ディーラー販売価格/13,000円(税込・送料込)※専用容器は別売りとなります。

「グレーヌ・ポー リンクル セラム」
●製品名/グレーヌ・ポー リンクル セラム●種類/化粧品(目もと・口もと用美容液)●全成分/水、プロパンジオール、パーフルオロヘキサン、ステアリン酸グリセリル(SE)、ベンチレングリコール、グリセリン、スクワラン、パルミチン酸セチル、パーフルオロデカリン、ペボカボチャ胎座エキス、乳酸桿菌、(バチルス/乳酸桿菌/サッカロミセス)/コメヌカ発酵液、サトザクラ花エキス、ダイズ種子エキス、リンゴ果実培養細胞エキス、カミツレ花エキス、ハイブリッドローズ花エキス、シャクヤク根エキス、シロキクラゲ多糖体、マカデミア種子油、メドウフォーム油、ヘーゼルナッツ油、コメ胚芽油、シア脂油、アボカド油、ブドウ種子油、ホホバ種子油、アーモンド油、ツバキ種子油、カニナバラ果実油、月見草油、コーン油、ノバラ油、ヒトオリゴペプチド-1、ヒトオリゴペプチド-9、ヒトオリゴペプチド-13、サクシノイルアテロコラーゲン、ヒアルロン酸Na、加水分解エラスチン、グリチルリチン酸2K、トコフェロール、レシチン、アルギニン、グルタミン酸、ロイシン、リシンHCl、ヒスチジンHCl、セリン、バリン、トレオニン、インロイシン、フェニルアラニン、プロリン、チロシン、キサンタンガムクロスポリマー、パルミチン酸レチノール、テトラヘキシルデカン酸アスコルビル、アスコルビン酸、アラントイン、アスパラギン酸Na、アラニン、グリシン、タウリン、リンゴ酸、デキストリン、変性コーンスターチ、イノシン酸2Na、グアニル酸2Na、パーフルオロパーヒドロフェナントレン、パーフルオロジメチルシクロヘキサン、グリセリルグルコシド、ペンタフルオロプロパン、(アクリル酸ヒドロキシエチル/アクリロイルジメチルタウリンNa)コポリマー、ヒドロキシエチルセルロース、キサンタンガム、BG、塩化Na、リン酸Na、炭酸水素Na●内容量/15g
●「グレーヌ・ポー リンクル セラム」の購入単位は1個となります。●希望小売価格/19,440円(税込)●ディーラー販売価格/13,000円(税込・送料込)

2014年 4 月 1 日施行
2014年 6 月 6 日改定
2014年 8 月 1 日改定
2014年12月 1 日改定
2015年 4 月 1 日改定
2015年12月 1 日改定
2016年 1 月 1 日改定
2016年 4 月20日改定
2016年 5 月 1 日改定
2016年 6 月 1 日改定
2016年12月 1 日改定
2017年 2 月 1 日改定
2017年 4 月 1 日改定
2017年 6 月 1 日改定
2018年 1 月 1 日改定
2018年 2 月 1 日改定

株式会社ベネシード

〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-45 マルイト西梅田ビル4F
TEL.0800-1234-005(総合案内)
受付時間10:00am～6:00pm(土日祝除く)

〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-45 マルイト西梅田ビル4F
TEL.0800-1234-005(総合案内)
受付時間10:00am～6:00pm(土日祝除く)



2018年2月版

ストアディーラー契約のご案内

マーケットビジネスの概要

株式会社ベネシード

2018年2月版

ご契約に際しこの書面をよくお読みください。

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

2018年2月版

ご紹介ディーラー記入欄

ご紹介ディーラー名	フリガナ	ディーラーコード
	法人名(個人事業主は屋号)と代表者名をご記入ください	
所在地	フリガナ	電話番号

〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-45 マルイト西梅田ビル4F
TEL.0800-1234-005(総合案内)
受付時間10:00am～6:00pm(土日祝除く)